

令和3年第4回東大和市議会定例会会議録第20号

令和3年12月2日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	田村美砂君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	川口荘一君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	学校教育部参事	小野隆一君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	財政課長	鈴木俊也君
総務管財課長	宮田智雄君	情報管理課長	菊地浩君
職員課長	岩本尚史君	市民課長	梶川義夫君

保険年金課長 岩野秀夫君
子育て支援課長 新海隆弘君
子育て支援部副参事 岩崎かおり君
青少年課長 石川博隆君
都市建設部副参事 梅山直人君
教育総務課長 斎藤謙二郎君

地域振興課長 石川正憲君
保育課長 関田孝志君
子育て支援部副参事 榎本豊君
健康課長 志村明子君
建築課長 中橋健君
学校教育部副参事 富田和己君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、19番、中間建二議員の一般質問を行います。

○19番（中間建二君） おはようございます。

昨日は、尾崎市長、また真如教育長に御丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、今日は御答弁を踏まえた再質問を行わせていただきます。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症対策における危機管理の在り方についてであります。

再質問におきましては、東大和市事業継続計画をBCPと略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、①のところではありますが、コロナ禍の対応におきましては、BCPの発動と解除の時期、またその基準はどうなっていたのか。また、BCPの発動期には、最大40%の職員の欠勤率を想定し、各課における非常時優先業務に当たるといふふうになっておりますが、実際はどうだったのか、伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 東大和市事業継続計画（新型インフルエンザ編）におきましては、非常時優先業務を行う状況の想定について、市民の30%が罹患し、流行が約8週間続く感染流行のピーク時において、市の職員の欠勤率を40%としております。

非常時優先業務の発動につきましては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた場合と、新型インフルエンザ等対策本部長が必要と認めた場合となっております。

また、非常時優先業務から通常業務への復帰に関する判断につきましても、新型インフルエンザ等対策本部長が全庁的な視点から行うとしております。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、市内におきまして市職員の新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しなかったことなどから、現在の計画に基づく非常時優先業務の発動及び解除は行っておりません。

市では、新型コロナウイルス感染症の発生後の非常時の対応としまして、現在の計画を基本とし、弾力的な運用を行ってきております。

以上です。

○19番（中間建二君） ただいまの御答弁では、BCPの発動はなかったということでありましたが、一方で、この間の市の業務を見てみますと、職員の勤務体制の縮減、また事業そのものを停止したものも数多くあったかと思えます。

昨日の市長の御答弁では、市の事業継続計画に基づく優先業務について精査を行い非常時に備えたということでありましたけども、当然のことながら全ての業務がBCP、計画どおりに対応することは困難であったかと思われまます。具体的にどのような対応を行ってきたのか、その内容を伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 新型コロナウイルス感染症対策においては、職員の感染及び濃厚接触者の認定など

により、職場の閉鎖もあり得ることから、各部署における優先業務の洗い出しを行いました。

優先業務の洗い出しにおきましては、各課において全職員が出勤停止となっても、法令や市民の生命、財産などを守る必要性から、実施を継続する必要がある業務について主に整理を行いました。

優先業務の整理の結果につきましては、法令や市民の生命、財産などを守る必要性から、実施を継続する業務として173の業務が抽出されました。

その内訳は、新規に発生する業務が46事業、継続して行うものが78事業、縮小して行うものが49事業となりました。非常時への備えとしましては、各部においてマニュアルを改めて確認するなどの対応を行いました。

以上です。

○19番（中間建二君） そうしますと、今の御答弁を伺いますと、今、既にございます新型インフルエンザ編のBCPよりも、さらに優先業務が絞られる形になったという理解でよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現在の計画を改めて優先業務を確認したということで、計画よりも少ない業務とはなっております。

以上です。

○19番（中間建二君） それでは、今後、このBCPをより実効性のあるものに改定していく必要があるかと思えますけども、コロナ禍における教訓として、職員間でも、また職員と市民を含めて、従来は対面で行ってききました業務をやはり精査をいたしまして、これらについては日常からできる限り人と人とが接触しなくても済む業務の分析、また対応が最重要ではないかと考えます。特に職員のリモートワークや、市役所での対面を原則としてきた窓口における手続や相談業務等も、オンラインでできる体制整備が重要かと思えますが、これらの点についてはどのような検討が行われておりますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 私のほうからは、オンラインでできる体制整備についてお答えいたします。

窓口業務のオンライン化等の体制整備につきましては、国は令和2年12月に自治体トランスフォーメーション推進計画を示し、重点取組項目の1つとして行政手続のオンライン化を掲げました。市としましては、現在策定を進めています第五次東大和市情報化推進計画の中の個別取組項目として位置づけて、取組を進められないかを検討しているところであります。

以上でございます。

○職員課長（岩本尚史君） 職員のリモートワークについてでございます。こちらにつきましては、個人情報等のセキュリティーの課題、例えば庁外プリンターへの出力の禁止ですとか、またパソコン本体へのデータの保存の禁止、そういった課題等もございますので、機器の準備が出来次第、速やかにですね、まずはリモート会議ですとか、研修、また個人情報を取り扱わない、企画立案、計画、マニュアルの作成等ですね、そういった業務について試行を行って、効果検証ですね、そちらのほうも、まずは行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 現在の取組状況については理解をいたしました。

また、行政手続のオンライン化は当然進めていただくことといたしまして、やはり私としては相談業務等も、従来は例えば電話で行っていたようなものについても、なかなかこう、フェース・トゥ・フェースで顔の表情が見えないと、お互い気持ちが伝わらないなんてこともありますので、相談業務にテレビ電話等を活用した取組、こういうものについても、ぜひスピード感を持って積極的に推進をしていただきたいと思います。

続いて、②の感染発覚から今日までの対応の総括についてでありますけども、市における新型コロナウイルス対策本部の開催回数、また延べ時間、また主な議題はどのようなものであったのか。

また、新型コロナ対策に対応した補正予算の編成の回数、予算規模、主な事業内容、そのうち尾崎市長の政策判断において実施したものについて、その概要について伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 市ではこれまでの間、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を38回開催いたしました。そのうち12回については、書面により開催いたしました。会議時間は1回当たりおおむね1時間であり、本部会議開催の延べ時間数は約38時間となります。

会議の内容についてであります。新型コロナウイルスに関する情報共有として、国及び東京都の基本的方針や対策の内容について確認するとともに、市役所各部における現状報告を共有いたしました。また、市内の感染状況やワクチンの接種状況などの情報共有も行いました。

議題としましては、国及び東京都の基本的方針や対策に基づき、3密の回避や公共施設の使用に関する事など、市としての対策について協議し、方針を決定いたしました。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に対応するための補正予算についてでございますが、最初に対応したのは、平成31年度一般会計補正予算（第5号）からでございます。

厳しい財政状況ではありますが、国や東京都などからの財源を活用しながら、引き続き可能な限り迅速に予算編成に努めているところでございます。

それでは、主に一般会計での補正予算編成等について御答弁申し上げますが、まず感染症の対応を含みます補正予算の回数といたしましては、平成31年度は一般会計補正予算（第5号）の1回、令和2年度は一般会計補正予算（第1号）から（第10号）までの10回、令和3年度は本定例会初日に御審議をいただきました一般会計補正予算（第8号）までの8回、合計しますと19回の補正予算により対応させていただいてございます。

予算規模につきましては、他の補正予算の内容と重なる部分もございまして、概算額となりますが、歳出の事業費で御説明をしますと、平成31年度は約2,500万円、令和2年度は約115億7,600万円、令和3年度は8号補正までで約21億9,800万円でございます。

次に、主な事業内容でございますが、平成31年度は手指消毒剤やマスクなどの感染防止対策、また市民会館や、体育施設等の臨時休館による補償でございますが、この2件については継続して予算の計上をしてございます。また、小中学校の卒業式の映像記録を卒業生へ送付するなどを実施してございます。

続きまして、令和2年度についてでございますが、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、生活困窮者住居確保給付金、ひとり親世帯への臨時特別給付金及び新生児臨時特別給付金の支給、GIGAスクール事業、避難所に配備するパーティション及び可搬式蓄電池等の購入、換気対策としての小・中学校校舎への網戸の設置、またキャッシュレス決済を利用した消費活性化事業、中小企業者等応援助成金の支給、PCRセンターの設置、新型コロナウイルスワクチンの接種、こちら4件につきましては、内容は一部異なりますが、令和3年度におきましても、補正予算で計上させていただいているところでございます。

続いて令和3年度でございますが、公共施設等のトイレの自動水栓化及び便器の洋式化、セミセルフレジの導入、高齢者及び障害者を対象としたPCR検査の補助、子育て世帯生活支援特別給付金、生活困窮者自立支援金及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給、高齢者のワクチン接種会場への送迎タクシーの助成などでございます。

次に、補正予算におけます市長の政策判断についてでございますが、国が給付を実施するために、市が財源を得て給付事務を行った定額給付金などを除きまして、対応してきた事業につきましては、市長が政策判断をされてきたところでございます。

特に令和2年度のGIGAスクール事業の取組につきましては、後に財源を確保することはできましたが、補助金の裏づけがない段階の中で、財政調整基金を取り崩し、早期に取り組んだことによりまして、円滑に端末の導入が進んだものと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。

38回にわたる対策本部会議の実施、また19回の補正予算編成、また先ほどの御説明であれば、合計約138億円もの予算規模等、平時ではとても考えのつかない対応であり、市民の生命と暮らしを守るために大きな効果を発揮したものであったと思います。また、健康課、財政課を中心に御苦勞いただいたことに感謝を申し上げます。

コロナ禍でも、特に市役所や学校等における感染防止対策の徹底や手洗いの自動水栓化、PCRセンターの設置、避難所における感染防止対策、キャッシュレス決済を活用した消費活性化事業、GIGAスクール事業等、尾崎市長の政策判断において実行された施策は、感染拡大防止対策としても、市民生活を支える上でも大変に評価の高いものであったと思います。

私ども公明党会派としても、市民の皆様のお声を踏まえ、新型コロナ対策に関する要望書を3度にわたって提出をさせていただきましたが、市長にはできる限りの対応をしていただいたことに、重ねて御礼を申し上げます。

この間のBCPに基づく対応を総括するに当たっては、職員の業務継続の観点のみならず、ただいま御説明いただきましたような個別の施策の実施の効果等についても総括を行い、今後、起こり得るパンデミック危機に備えた記録として残し、市全体としても情報共有をしっかりと図っていくことが必要ではないかと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） パンデミック危機への今後の備えということでございますけれども、市では令和2年2月に対策本部を設置し、これまでの間、新型コロナウイルス感染症対策を実施してまいりました。繰り返す感染流行にあって、市長の御指示をいただき、市民の皆様の生命と健康を守ることを最優先として、様々な対策を迅速に講じてまいりました。

その中でも、ワクチン接種につきましては、全庁的な協力体制により、また東大和市医師会など関係機関の御協力をいただき、取り組んでまいりました。現在、感染状況が落ち着いておりますけれども、このワクチン接種の取組の効果が現れているのではないかと考えてございます。

また、第5波におきましては、変異株の広がりにより、新規の感染者数が過去最大となる感染拡大に直面しましたが、自宅療養をすることとなった方への食料品等支援事業など、対策を迅速に行ってまいりました。この取組により今後は東京都と、東京都の保健所との連携、協力といったものも一層、図れるようになりました。

このような取組、これまでの取組での経験や課題などを整理しまして、今後、新たな感染流行が生じた場合におきましても、それらを生かすことが必要であると考えております。現時点では新型コロナウイルス感染症が収束する見通しといったものは立ってございませんけれども、先々、感染状況が改善していく中におきまし

ては、新たなパンデミック危機への備えについても、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。ぜひ、引き続きのお取組をお願いしたいと思います。

最後に、③のところでありますけども、昨日の市長の御答弁では、今後も同様のパンデミック危機が発生する可能性があるという御認識でございました。改めて今回のパンデミック危機の経験を市長としてどのように総括し、また新たな感染症に備えた危機管理を強化していかれるのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今回のパンデミックということですね、感染症は大変な状況にあるということで、今現在もその最中にあるというふうには認識しているわけでございます。

そんな中で、医師会等の医療関係の皆さん方のお力は当然ですけども、当然いただいていることに感謝申し上げますわけですけども、その中で特に職員もですね、本当に今まで経験をしたことのないような判断をしなきゃいけない、そういうこともあったらろうし、それからその管理職、ここにいる管理職の職員の皆さんは、自分の部下である職員が熱を出したりだとか、もう本当に、今年の7月とか8月、9月、その頃は、本当にそういうことで、私のところに毎日のようにですね、いつ熱が出て、今、自宅で休んでますとかという報告が上がってくるということですから、課長職と管理職の皆さんはですね、そういった意味では自分のところの部下がどうなんだろうということですね、本当に苦勞されたのではないかなと思いますし、その上、当然、会場の整備だとかですね、あるいは会場の管理監督ということで、それぞれ行ってですね、本当に休みなく働いていただいたということで、改めて職員の御努力というか、そのお力添えですね、私自身は感謝したいなというふうに思っております。

そして、今回のパンデミックということでございますけども、先ほど記録を残すということですね、大切だというふうなことをお話がありましたけど、そのとおりでというふうに思っております。そして、ただ残すということよりは、私自身はですね、これから国、世界の流れがどうなるかわかりませんが、少なくともその記録を更新していかなくちゃいけないんじゃないかなって思ってます。

これからいろんなところでいろんな研究の成果がどんどん出てくるんだろうと思います。東大和市でつくったその対策に対してですね、どうこれからそういうふうなものを生かしながら、次に向かっていくということを意識していく必要があるかなというふうに思っています。

というのは、今回、このパンデミックということで、世界的なということで、日本が巻き込まれて世界的にこういうふうな状況になったのは100年ほど前、大正で言うと大正7年ですね、スペイン風邪と言われるのが世界中にはやったわけですけども、そのとき日本も当然その中であって、当時やったことで、記録から見ますとですね、マスクをしろとか、医者にかかったら寝てろとかね、熱が出たら寝てろとか、外へ出るなとかという、今まで言うマスクと3密というのは、当時もやはり言われてたようでございますけども、そういうふうなものを、その後についてはですね、特に大きなものがなくてですね、記録等は途切れているわけですけども、今回のことを考えますとね、いろんなことが言えるんじゃないかなと思いますが、そういった意味ではその記録をしっかりと更新しながら、絶えず一番新しい状態での対策をつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

これからですね、どういう形になるかわかりませんが、このまま何とか収まっていけばいいのかなとは思ってますけど、そういう油断もすることなくですね、しっかりと対応していきたいなと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○19番（中間建二君） 力強い御答弁いただきまして、ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

続いて、2項目めの健幸都市の実現に向けた健康寿命の延伸のための施策についてお尋ねをいたします。

①のところではありますが、健康増進計画は生活習慣の改善や、生活習慣病の発症予防、また重症化予防、食育の推進等、4つの目標を定めて、それを達成するためのアクションプランとして、身体機能維持・改善する運動習慣の定着をはじめとする5つの取組方針が示されております。

しかし、この間のコロナ禍の中で、人と人との接触を避ける生活が余儀なく強いられただ中で、このアクションプランの実行にも大きな影響があったものと思いますが、この点での認識と今後の対応策についてお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 計画の初年度となります令和3年度は、コロナ禍における外出自粛や感染防止対策により、全国的に事業の実施側、利用者側、双方において、縮小や中止をせざるを得ない状況であったと推測しております。

国は最近の状況として、国民のワクチンの接種率が70%を超え、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んだことで、新規陽性者の中でも軽症者の割合が多くなっていること、重症者の入院病床の利用も減少していることを踏まえ、日常生活の制限を緩和し、教育や日常生活、世界経済活動の回復を促進していくこととしております。

東京都においても、国の方針に基づき、日常生活の制限の緩和などの対応を含め、市におきましても東京都の対応に基づき、対策方針を決定しております。

市では、今後はアクションプランに定める事業のうち、これまで縮小や中止していた事業について、再開などの対応が感染状況を踏まえて可能になるものと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） 承知いたしました。アクションプランが着実に実行が今後できますように、各種の事業の早期再開を大いに期待をするところであります。

続いて、②のがん検診、特定健診、人間ドック等の受診率の向上についてではありますが、がん検診につきましては、令和2年度は受診率にどのような影響があったのか、また令和3年度は定員を拡大するという一方で、受診率の向上を図っているとのことでしたが、その詳細を伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） がん検診のうち、集団検診につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年度では前期の検診を中止し、後期の検診のみを実施いたしました。そのため、受診者数が例年に比べ減少しております。

令和3年度では、集団検診は例年どおり実施しており、定員を超える申込みがあった場合、可能な範囲で定員数の拡大を図っております。具体的には、集団検診において、検診車の稼働日の追加について調整し、対応人数の拡大を図っております。

以上です。

○19番（中間建二君） それでは、同時に特定健診については、令和2年度と令和3年度の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 特定健康診査につきましては、令和2年度の受診率が46.5%でございました。

この数値は、平成31年度比で3ポイント下がったものではございますが、多摩26市の中の順位で見ますと、平成31年度では13位だった当市の順位が、令和2年度には5位に上がっておりまして、多摩26市全体で受診率低下の傾向があったものと認識しております。

令和3年度につきましては、10月時点で受診率が約24.7%、令和2年度の同月時点では約27.4%の受診率でございましたことから、現状では約2.7ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、7月、8月、9月の前年同月比にて、各月100人以上受診者数が下回ってございまして、令和3年7月から9月にかけての新型コロナウイルス感染症の第5波の影響が、一定程度あったのではないかと捉えております。11月には、未受診者に向けて受診勧奨のはがきを送付し、ツイッター、フェイスブックにおいても受診勧奨を行ったところでございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） それでは、人間ドックについては、国民健康保険におきます助成事業について、令和2年度と令和3年度の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 人間ドックの受診料助成事業の利用者数は、令和2年度は304件で、平成31年度と比較いたしますと約3割の大幅な減少となりました。令和3年度の利用件数につきましては、10月時点で196件となっております。令和2年度の同月時点の利用件数が153件でございましたので、こちらは43件、約28%の増となっております。

コロナ禍で、令和2年度の受診を見合わされた方が、令和3年度におきましては人間ドックの受診に戻ってこられる動向が、顕著に現れたものではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 今、3つの検診等の状況についてお尋ねをいたしました。

健康づくりのベースとなります生活習慣の改善等の施策は、一定の期間をかけて取り組んでいくものではありませんが、一方で、がん検診、特定健診等の受診率の向上については、それぞれが定期的な検診を受けることで、すぐにでも効果が現れるものであると思います。

また、特にコロナ禍におけるがん検診の受診の抑制が、今後の市民の健康や命を脅かすことも指摘をされております。来年度に向けてより一層、検診事業を積極的に受けることで、がんの早期発見、また早期治療や、また日常的な健康管理を行うことの重要性をより強く、また具体的に市民に広く訴えていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん検診や基本健診を継続して受けることは、がんや異常について早期発見が可能となりますので、検診の受診は、コロナ禍においても不要なものではなく、継続して忘れずに受けることについて、様々な広報媒体を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

特に年間の検診スケジュールを掲載しております健康づくりカレンダーにつきましては、全戸配布をしておりますので、検診を継続して受診することの重要性について、掲載することなどを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

続いて、3番目の令和4年度以降の強化策についてであります。この点については具体的にどのような方策が、今検討されているのか伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 市民の皆様が主体的に取り組むきっかけとなる健康づくり事業につきまして、これまで健康課、高齢介護課、保険年金課など、複数の課で連携、協力し取り組んでおります。

今後は令和4年度の組織改正により、この3つの課が健幸いきいき部となりますことから、これまで以上に連携、協力の強化が図れるものと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） このたびの組織改正、本定例会の初日に条例改正がありましたが、健康課、高齢介護課に保険年金課が加わる健幸いきいき部が創設されるということですが、その中で横断的な連携を強化されるということでした。

これらについてはどのような形で連携が進むのか、また私といたしましては保険年金課で継続して取り組んでいただいておりますレセプトデータを活用した保健事業が、さらに拡充していけると期待をしておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 初めに、レセプトデータを活用いたしました保健事業につきましては、より多くの方に健康の保持、増進に係る事業を提供できるよう、事業を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

続いてまた令和3年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、国保データベースを活用いたしまして、抽出した対象者への保健指導や、参加者を募って実施する体力測定会などの健康寿命延伸に資する事業を、3課の連携をより密にしながら、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） はい、ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

では、この項目の最後の質問になりますが、コロナ禍におきましてはイベントや講演会等、人と人が接触をする機会を控えざるを得ないものでありました。また、そういう中で家庭や個人での健康づくりに関する意識づけ、動機づけが私はどうしても必要になってくるのではないかと考えます。

私ども公明党会派としては、これまでも一貫して個人の健康づくりにおいて、分かりやすい指標や目標を持って取り組むことができる健康ポイント制度を、全ての世代の方々が、対応ができるような取組をお願いをしてまいりました。その必要性や、効果等についてはどのように認識をされていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 健康寿命の延伸には、市民の方、一人一人が自分の健康は自分でつくるという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態に応じて、主体的に取り組むことが重要であるとされております。

健康ポイント制度は、インセンティブを提供することにより、特に自分自身の健康づくりに関心が低い方に主体的な行動を促すきっかけを与える効果が、見込まれる事業であることは承知しております。

健康に無関心な方に参加していただくためには、様々な健康づくり事業において対象を広げ、参加者を増やすことなどが必要であると考えております。

令和4年度に予定されております組織改正により、健幸いきいき部が新たに創設され、健康づくりに関わる3つの課が同じ部としてまとまりますことから、まずは各課の事業の内容を情報共有し、効果などの検証や課題の抽出などを行い、主体的な健康づくりを進めるための様々な方策の検討について、取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 7分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（中間建二君） これまで伺ってまいりました東大和市第2次健康増進計画は、健幸都市の実現に向けた健康寿命の延伸を図るための計画として、全庁を挙げての横断的、総合的な計画となっております。

初年度は、コロナ禍において計画どおりに事業が進まなかったものと思いますが、先ほど来、御説明いただきましたとおり、このたび健幸いきいき部が創設されることで、これまで以上に健康づくり施策がさらに強力で推進されますよう大いに期待をしております。何とぞよろしくお願いをいたします。

続いて、3つ目のコロナ禍における学校教育の状況とSDGs教育の推進についてお尋ねをいたします。

①のところではありますが、小中学校における感染防止対策の実施、また学習の定着、学力、体力の維持向上、また生活指導等、コロナ禍においては相当な困難が伴う中で、教職員の皆様には多大な御負担がかかっているものと思います。

また一方で、約2年に及ぶコロナ禍が子供たちに与えた心身への影響が懸念をされているところであります。この点については学校現場ではどのような対応、また配慮がされているのか伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 子供たちの心身への影響を踏まえた学校での対応や配慮についてであります。何か心配なことがある場合には、身近な信頼できる大人や、相談機関に相談するよう、校長の講話や学級指導等を通じて児童・生徒に伝えたり、相談窓口を紹介した一覧を配布したりするなどにより、児童・生徒の心のケアについて、全教職員で共通理解を図った上で丁寧に行っております。

また、新型コロナウイルス感染症に関わり、登校できない児童・生徒に対しましては、個々の実態に応じて1人1台のタブレット端末を活用した学習支援や相談支援について実施してまいりました。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ぜひ、引き続き全ての小・中学校におきまして、子供たちの心のケアの対応について、最重要課題として取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、②のいじめや不登校、家庭内暴力等への深刻な事案の早期発見、支援の取組についてであります。昨日の教育長の御答弁では、全教職員が共通理解を図った上で、一丸となって諸問題の早期発見に取り組んでいるとのことでありました。大変にありがとうございます。

また、小学校5年生と中学校1年生は、スクールカウンセラーにより全員面接を行っていることでありますが、この取組についても、子供たちや御家庭にとっては大変に心強いものであるかと思っております。各学校において、この取組は具体的にどのような形で面接が行われているのか、またその中で深刻な事案等の早期発見・支援にどのような形で資することになっているのか、御説明をいただきたいと思っております。

○学校教育部副参事（富田和己君） スクールカウンセラーによる全員面接についてであります。学校の規模等に応じて実施方法は異なりますが、事前にアンケート調査を実施し、個別または小集団による面接を実施しております。面接時に気になる様子が見られた児童・生徒や、また希望する児童・生徒には再面接を実施しております。

なお、小学校第5学年と中学校第1学年以外の学年につきましても、面接を実施している学校がございます。以上です。

○19番（中間建二君） 今、御説明いただきましたようなお取組、大変に全校において丁寧に対応していただいていると理解をいたしました。対面での聞き取りは、子供たちにとっても大きな安心につながるものと思います。

当市の学校教育では、GIGAスクール事業に積極的に取り組み、また学習面での活用が進んでいるというふうに認識をしておりますが、それに加えまして、1人1台のタブレット端末が配付をされているわけでありますので、この機器を活用して、学習面だけでなく、教職員の皆様、またスクールカウンセラー等への相談が、子供たちの側から気軽に相談ができる、またSOSが発信できるような環境整備も図れるのではないかと考えております。この点ではどのような御認識をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） タブレット端末を利用した、教員やスクールカウンセラーへの相談ができる環境整備についてでございますが、現時点では不登校児童・生徒等へのオンラインによる相談支援を行っている学校がございます。今後につきましては、タブレット端末のアンケート機能を活用した取組等について検討するなど、児童・生徒が相談しやすい環境整備に努めてまいります。

以上です。

○19番（中間建二君） 相談支援でも積極的に活動していただきたいわけですが、タブレット端末は、コミュニケーションツールとしても活用ができるものでありまして、子供たちがそのためのスキルをしっかりと身につけていくことも重要かと思えます。

他市の事例では、もうせつかくのこのタブレット端末をいじめに使用した事例もあるというふうに伺っておりまして、本当に腹立たしく、残念なことであります。そういうことを未然に防ぐためにも、コミュニケーションでの使用を避けるのではなく、トラブルを招かない使用方法等について、共通理解を広げていくような取組も必要ではないかと思えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） タブレット端末のコミュニケーションツールとしての活用につきましては、現在、各学校におきまして、それぞれの授業の内容を踏まえた上で活用されております。

その中で、タブレット端末のこの1台の導入によりまして、児童・生徒がこれまで以上に情報を活用する機会が増加されておりますので、このタブレット端末を活用した学習の機会、その機会等を通じまして、子供たちの情報モラルをはじめとする情報活用能力の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） GIGAスクール事業は、学習面での活用は当然でありますけれども、やはり心の問題についてもしっかりと活用ができる、また決していじめの被害者、犠牲者を出さないような取組も、さらに強力にお取組をお願いしたいと思います。

3番目のコロナ禍におけるSDGs教育の効果と推進状況についてであります。教育長の御答弁では、令和3年度から全ての小・中学校が教育課程に位置づけて取り組んでおられるとのことでありました。第二中学校における持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業の内容と、全校における事業展開の状況について御説明をいただきたいと思えます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業ですが、東京都教育委員会が指定をする都内公立小学校から高等学校まで、全5校において展開されている事業であり、第二中学校はその

中の1校として指定を受けております。

本事業の推進校は、SDG s教育について、他校でも実践可能な汎用性の高い取組を普及啓発することを求められております。第二中学校におきましても、総合的な学習の時間を中心に、教科等横断的な取組を通して、SDG s教育の推進を目指す研究を進めているところでございます。

全校における事業展開の状況につきましては、11月に東京都教育委員会が主催する経過報告会がオンラインで開催され、当市を含む都内全公立学校へ配信されております。

また、2月には第二中学校を会場とした研究発表会を実施し、研究の成果を発表する予定となっております。以上でございます。

○19番（中間建二君） 第二中学校の取組が、都内の公立の小・中学校、また高校も加えて、都内の公立学校、約2,000校あるというふう聞いておりますが、その中で5校しか指定をされていない学校の1つが東大和市の第二中学校ということで、大変に誇らしいことでございます。二中でのSDG s教育というのは、具体的にどのような取組が行われているのか、少し御説明をいただけるとありがたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 第二中学校のSDG s教育推進校における具体的な取組についてですが、コンピュータ技術に詳しい外部人材を講師として招き、生徒がタブレット端末を活用して、仮想のまちづくりソフト、マイクラフトを操作し、SDG sの視点で東大和市のまちを創作する活動を行いました。

また、市役所のごみ対策課や、高齢介護課の方を講師に招き、SDG sの目標に沿った学習に取り組みました。第二中学校では、SDG s教育の年間指導計画を作成し、教員が共通理解の下で、計画的にSDG s教育に関する指導を行っております。

なお、各教科の授業においてSDG sを取り扱う場合には、どの項目を取り扱っているのか、生徒に分かりやすく表示するためのマグネットも用意されております。

以上です。

○19番（中間建二君） はい、ありがとうございます。

今年の夏は、東京2020オリンピック・パラリンピック大会が開催をされたわけではありますが、コロナ禍という未曾有の困難に直面する中で、世界中のアスリートが国境や人種を超えて、自ら置かれた困難な環境の中で、努力を重ね挑戦する姿に多くの方が胸を熱くし、世界中に勇気と希望を誇るすばらしい大会となりました。

同時に、今を生きる全ての人間が、コロナ禍や気候変動問題など、世界共通の大きな困難に今、直面をしている中で、目先の困難に勇んで立ち向かい、また乗り越えていく力を養っていくことこそが、義務教育に求められるものではないかというふうに考えております。

壇上でも申し上げましたが、パンデミック危機は、世界中、今を生きる全ての人間がひとしく直面する共通の課題であるからこそ、国連が掲げる、誰1人取り残さない、置き去りにしないとの世界共通の目標であります。SDG sの理念を学び、また学習に生かしていくSDG s教育に取り組むことは、大きな意義があるものと考えております。この点で、改めて教育長のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○教育長（真如昌美君） 新型コロナウイルスの感染症についてですけれども、いまだ日常生活に大きな影響を及ぼしております。子供たちにとっても、このコロナウイルスに関してはですね、学校の教育について非常にやりにくいというような状況になっております。

そして、中学生は既に2学期が終わろうとしまして、二、三年前に学校で採用したときから、ずっとマスクをつけて学校で学習してるという、そういうような状況になっております。

そのような中で、日本の国だけではなく、世界を見つめて学んできたSDG sの教育についてですけれども、第二中学校をはじめとした他の4校も、SDG sの学習の広がりを感じながら、地球規模の学びに取り組んできております。

今後は教育委員会としまして、生徒たちの夢と希望を支え、SDG sの教育について、さらに応援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） はい、ありがとうございます。

SDG sにつきましては、市長部局におきましても、基本計画をはじめとする各個別計画への反映、また今月からは市役所窓口にも、関連する17のゴールについて掲示をしていただいたところでもあります。全小・中学校におけるSDG s教育について、東大和市の特色ある教育として、市長部局、尾崎市長にも強力にバックアップをしていただきたいと思いますと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） SDG sの趣旨ですね、誰1人も残さないといったことは、私どもも共感するところでございます。

大きな目標でございまして、その目標に向かって進む過程について、特段ですね、ルートというものは決まっておらず、私たち市としましては、市としてできることを一歩一歩進めていくということで、市長を先頭に進んでいきたいと考えております。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） SDG sということでね、持続可能な開発目標ということで、私は持続可能な行財政運営ということで、今一生懸命やっていますけど、地球が誕生するというか、宇宙が誕生した138億年前からですね。そして、この地球という、この場所です、要するに水が液体として存在するというのは、宇宙の中でもこの地球という、この場所しか今のところないということでありまして、そういった意味では非常に貴重な存在、地球そのものがですね。そういう意識を持って、それぞれの方がですね、企業活動にしても個人の生活にしてもですね、いろんな活動をそういう意識の下でやっていただければですね、すばらしい地球、このまま残っていくのではないかなと、そんなふうに思っていますし、私のほうもですね、できる限り一生懸命、そういうふうな対応はしていきたいなというふうに思っています。

○19番（中間建二君） 東大和市の特色ある教育の大きな柱として、このSDG s教育がさらに推進されますことを心から願っております。ありがとうございました。

最後に、4番目の桜が丘3丁目の国有地の利活用について伺いたいと思います。

利用計画の策定が今、求められているということではありますが、この計画策定はなかなか進捗していないというふうに受け止めておりますが、これはどういう理由からそうなっているのか伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国有地の利用計画の進捗が進んでいない理由ではありますが、まずは今回の国有地は、約2万2,000平方メートルという大きな面積について、全面積を市が取得することということで、国のほうから求められているところでございます。この2万2,000平方メートルを、いかに有効に活用するかということを検討することが、まず1つの条件となっておりますが、大きい面積を使う用途がなかなか俎上に上がってこないというのが1つ。

もう一つは、国から市が国有地を取得するに際しましては、一定の財政負担が求められます。全面積に対して現時点では、やはり一定の優遇措置というのは、適用が認められているところでございますが、それでもある

一定の時価取得等が求められる面積が残っておりますので、そうした財政負担の部分を考えまして、なかなか利用計画まで至っていないというところでございます。

以上であります。

○19番（中間建二君） そうしますと、優遇措置が受けられるものは、公園や学校施設等、昨日、御説明いただいたわけですが、それ以外には時価で取得をしなければいけないということでありました。時価で取得をする場合は、どれくらいの価格になるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 時価取得のまだ具体的な試算というのは、正確にはしておりませんが、仮にであります、路線価額によって試算をした場合ということで申し上げたいと思います。令和3年の国有地の路線価額が、1平方メートル当たり16万円でございます。面積が約2万2,000平方メートルありますので、全面積を時価取得と考えますと、約35億2,000万円という金額でございます。

以上であります。

○19番（中間建二君） これまで市でも様々御説明いただいてまいりましたように、これから公共施設の統廃合を様々進めていく中で、多額の財源が必要になる中で、御答弁いただきましたような形の財源を投じることが、なかなか難しいというのが大きな要因かというふうに受け止めました。

そうしますと、この後は検討がなかなか進んでないというふうに受け止めておりますので、可能性の問題として伺うわけではありますが、市が購入をして利活用を図るということを考えた場合には、どのような利用方法が考えられるのか伺いたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） まず、この国有地についての具体的な土地利用というのは、市のほうでは一切検討もしてございませんし、定まっていないというのが現状でございます。

その上ですね、ここでは地域全体として捉えていることを少しお話しさせていただきますと、市としまして大きな課題につきましては人口減少ということがございます。その抑制に資するまちづくり、住んでみたいと思ってもらえるようなまちづくりが課題となっております。

他市においては、広大な用地を使ったまちづくりで成功の事例も見受けられます。そういう意味で広い用地というのは、様々な可能性を秘めているということだとは思っております。こちらの国有地については駅にも近いので、それなりの面積ございますので、大変貴重な用地だなというふうには思っておりますが、現時点では、そこにも様々な活用の方法あるかと思いますが、あくまで国有地で、今現状では人の土地でございますので、そこに思いを描いているというような段階でございます。あくまで人の土地ですので、ここは何とか市のほうで有利に取得できないのかということで、今現状はどういうことができるのかというようなことで、今、対応しているといったようなところが現状でございます。

いずれにしても、この土地、東大和市の先人の皆様の思いが詰まったような土地でございますので、その思いをしっかり受け止めながら、未来の東大和市に資するような、そういう活用となるような方向にですね、何とか持っていけるように、粘り強さ、それからスピード感、双方、意識しながらですね、これから進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） はい、ありがとうございます。

何とか市が購入して活用できないかということで、一生懸命、検討を重ねていただいているというふうな受け止めました。また一方で、現在、国有地ということで、市が購入をしない場合には、これは国のほうで活用

を進めていただくということになるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 御質疑の市が取得できなかった場合、しなかった場合につきましては、次に国におきまして一般競争入札等の段階に移っていくものと考えております。

以上であります。

○19番（中間建二君） 承知いたしました。先ほど企画財政部長のほうから御答弁いただきましたように、やはりできる限り市が購入をして市民のために、また当市の魅力を向上させるために、利活用を進めていただきたい。

そのためにも、できる限り私は、なかなか時間をかけて検討してきてるといふふうには受け止めておりますので、できる限り早く結論を出していただきたいというふうには期待をしておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 桜が丘3丁目の国有地、これまでも私どもは、市内に所在するまとまった貴重な土地としての認識をして、国に対しまして、市の事情を伝えてきたところであります。

これからも、その姿勢を続けていこうと思っておりますが、国からは法令等の規定を踏まえた対応が求められております。ですので、市の立場をきちんと話をしながら、お伝えしながら国と十分な連携を図り、市における活用に向けて、良好な対応となるよう進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

先ほど御答弁がございましたが、この国有地があります玉川上水駅から東大和市駅に広がる桜が丘地域は、第2次世界大戦当時、広大な軍需工場が広がった地域であります。そして、米軍の空襲によって多くの尊い命が奪われた場所でもあり、この国有地はその中心に位置をしております。そのような歴史的な経緯も踏まえつつ、当市の魅力の向上に使える有効活用を検討したいということで、受け止めさせていただきました。

今、都立東大和南公園に保存されております当市の平和のシンボル、変電所、そのような歴史を後世に伝える文化財として保存されておまして、このほどの保存改修工事を経て、今、近隣からも多くの方が訪れてくださっていると聞いております。尾崎市長の英断によって保存改修事業を進めたことが、大きく反響を呼んでおります。

このような取組の延長線の中で、この国有地がさらに有効活用をできる限り早期に進めていただきたいということをお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 川 元 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

[20番 大川 元君 登壇]

○20番（大川 元君） 議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症の状況について。

①ワクチン接種の有効性について、市としてはどのように評価しているのか伺う。

②感染症の今後の見通しについて、市としての考えを伺う。

③3回目のワクチン接種の実施体制について伺う。

④3回目のワクチン接種の課題について伺う。

壇上での質問は以上にして、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[20番 大川 元君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、ワクチンの有効性の評価についてであります。ワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されておりますことから、新型コロナウイルス感染症の対策において有効性があると認識をしております。

次に、感染症の今後の見通しについてであります。都内の新規感染者数は現在減少傾向にあり、市内におきましては10月中旬以降、1か月以上の間、新規感染者の発生がありませんでした。この一方で、感染力の強い変異株の発生など、これまでの流行のピークを繰り返してきた状況を踏まえ、感染が再拡大することを念頭に、対策を準備することが必要であると考えております。東京都では感染流行の第6波に備え、医療や宿泊療養の体制整備及び自宅療養支援策の拡充を進めることとしております。市におきましては、感染の再拡大防止のための基本的対策を継続していくことが重要であると考えております。

次に、ワクチンの3回目となる追加接種の実施体制についてであります。国はワクチンの2回目接種からおおむね8か月以上経過した方を対象に、3回目となる追加接種を行うことを決定し、市におきましては国の通知等に基づき、現在、追加接種の準備を進めているところであります。実施体制としましては、東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会など関係機関との協議を進め、ワクチンの3回目となる追加接種につきましても、円滑な接種が実施できるよう、協力体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、ワクチンの3回目となる追加接種の課題についてであります。接種に係る予約方法や会場の設定、全体的な日程に関しましては現在検討中ではありますが、これまでの実施内容を踏まえて改善を図り、市民の皆様へ適切な周知を行い、安心して接種が受けられる体制づくりの構築が必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時43分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（大川 元君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

ワクチン、1回目、2回目接種を5月から市は実施してきました。11月末で集団接種会場が一時休止となりましたが、そこでワクチン接種に協力していただきました市民の皆様と医療従事者の方に、まずありがとうございましたということと、それでこれまでの実施状況について、当市の接種件数と、12歳以上の対象人口に対する接種率、また全人口に対する接種率について伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○健康課長（志村明子君） これまでの実施状況についてであります。国の接種記録システムVRSの登録デ

一タによりますと、令和3年11月29日時点での当市の1回目接種件数は6万4,890回、2回目の接種件数は6万4,153回となっております。

12歳以上の対象人口に対する接種率についてであります。1回目が約84%、2回目が約83%となっております。

また、全人口に対する接種率につきましては、1回目が約76%、2回目が約75%となっております。

以上です。

○20番(大川 元君) 現在は以前に比べるとですね、大分感染者数が減少してきております。そのことで、コロナワクチンの接種が感染予防に有効であったということが分かりました。8割近い市民の方が、ワクチン接種をしたということが現在につながっていると思います。

そこで、次に接種会場において、ワクチン接種には、そのワクチン接種した後にですね、経過観察時間があります。経過観察時間で体調不良を訴えた方にはどのような対応をしたのか、また重い副反応があったのかを伺います。

○健康課長(志村明子君) 接種後の経過観察時間で体調不良を訴えた方への対応についてであります。集団接種会場におきましては、医師の予診において接種後の経過観察時間が15分、または30分で指示されております。

経過観察会場で、看護師の確認、もしくは御本人のお申出により、気分不快など体調不良を訴えた方には、看護師が血圧、脈拍、呼吸数、並びにパルスオキシメーターによる血液の酸素飽和度を測定し、医師の診察を受けていただいております。

過度の緊張を起こした方などは、椅子に座っての安静による症状が軽快した後、御帰宅をされております。また、目まいなどにより、椅子からの転落の危険がある方には、ベッド上で安静にいただき、症状が軽快された後、御帰宅をされております。

副反応の訴えとしましては、接種後の腕の痛みやしびれ、吐き気、頭痛、目まいが多く、特に20代、30代など、年代の若い方は目まいが強くなる迷走神経反射の診断を受けた方が多くいらっしゃいました。重い副反応といたしましては、手足の脱力などの症状により、救急搬送となった事例が3例発生いたしました。

以上です。

○20番(大川 元君) 私の周りでもですね、ワクチン接種後に38度以上の高熱が出たり、倦怠感が強く出て動けなくなったという声がありました。ワクチン接種により深刻な事故や疾患にかかってしまうとですね、人の命を守るために行ったワクチン接種が、人の命を危険にさらしたということになります。

高熱が出たり、傷みが続いたりしたとしてもですね、その原因がワクチン接種ということで分かっているので、私も訪問看護の現場において、患者さんが、今おでこにピッてる体温計だと、ちょっと今、熱が出るから不安だと。だから正確にはかれるように、ちょっと時間がかかる水銀の体温計を買ってきてくれという要望がありまして、その水銀の体温計ってなかなか今ないんですよね。すごい高くて、結構何千円もしたので、それでも本人にとってみたら、やっぱり不安だから、そっちではかりたいという希望がありましたので、それに対応しましたけれども、そういったですね、その不安に陥っている患者さんに、臨機応変にそのときそのとき対応していくということが非常に重要だと思いますので、臨機応変の対応を引き続きよろしく願いしますということで、これは要望になりますので御答弁は結構です。

次に、先ほどの答弁で、救急搬送事例があったとのことでしたが、可能な範囲で、搬送までの流れや搬送先

の医療機関など事例の詳細について伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○健康課長（志村明子君） 救急搬送事例についてでございますが、救急搬送先といたしましては東大和病院及び武蔵村山病院となっております。

医師の診察、また御本人の希望により救急搬送の要請をいたしましたものであります。救急隊到着までは、医師、看護師が御本人に付添い、また御家族に御本人から御連絡をしていただき、救急車出発までに御家族が到着され、救急車に御本人とともに乗車され、搬送先の病院を救急受診されております。

市からは、当日または翌日以降に、看護職から御本人に御連絡をさせていただき、救急受診の内容の状況やその後の体調確認を行っております。

また、搬送事例は、いずれも1回目の接種後でありましたことから、搬送された方につきましては、2回目の接種について御本人の意向等を確認し、個別接種等の調整など対応を行ったところであります。

以上です。

○20番（大川 元君） 今の御答弁ですと、接種後の経過観察において看護師の声かけなどもあり、具合の悪い方へも迅速に適切な対応をされていたことが分かりました。

また、救急搬送もですね、医師の判断や本人の希望も考慮され、搬送後の対応が丁寧に行われているのが分かりました。

コロナワクチンは、新しいワクチンであり、様々な怪情報がネットで流れて、こう言うは何ですけれども、れいわ新選組の山本代表もですね、ワクチンを受けてないということを公言される方とかもいて、なかなか不安に感じられてた方も多かったと思います。

そういったことですと、ワクチン接種前に不安を感じる方もいたと思うので、そのような方に対しては、接種前に不安を訴える方がいたかどうか、またそのような方への対応について伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○健康課長（志村明子君） 接種前に不安を訴える方への対応についてでございますが、集団接種会場におきましては、医師の予診時に、今まで注射で体調不良となったことがあるかを確認しております。

また、複数の方から、注射が苦手な接種への不安があることの訴えや、接種後の気分不快の経験があることについて申出があったと聞いております。

そのような方に対しましては、通常の接種ブースではなく、車椅子など、特に配慮が必要な方が接種に利用する多目的室を活用し、接種を実施いたしました。具体的には診察台の上にあらかじめ横向きに寝た姿勢で接種を受ける横臥接種の対応をいたしました。

以上です。

○20番（大川 元君） 私も訪問看護ですと、ワクチンの接種の付添いで、玉川上水駅の近くにあったクリニックに行ったときにですね、ドクターの判断で横臥接種になったということがありました。その患者さんは強迫性障害で、会話がちょっとなかなか困難な状況で、何かこうね、不具合があったときにきちんと迅速に周りのスタッフに相談できないということで、医師の判断で横臥接種になったということでしたが、そういった特殊な事例が私もあったということは自分自身で確認しております。

そこで、伺うんですけれども、横向きに寝て接種を受ける横臥接種の実施した人数について、分かる範囲でお願いします。

○健康課長（志村明子君） 横向きに寝て接種を受ける横臥接種の数ではありますが、把握している限りでは約150人ほどいらっしやったと聞いております。

以上です。

○20番（大川 元君） 150人ほどの方が、横臥接種されたということが分かりました。ありがとうございます。

接種後の目まいなどの不安に対して、医師の判断で横向きに寝た姿勢で接種するなどの対応は、不安の除去や接種後の安静を図ることができて適切であったと思います。

集団接種会場では、臨機応変に対応されていることが分かりました。ほかの自治体ではですね、マスコミの報道によると深刻な事故であったりとか、場合によっては命に関わったということがあったことも確認できましたが、東大和市においては適切な対応がなされており、現時点においては命に関わるような事態になってないということが分かったのよかったですと思います。

引き続き、来年の8月まで、3回目の接種が続きますので、臨機応変な対応、気を緩めることなく、よろしくをお願いします。これは要望になります。

次からはですね、3回目の接種について質問させていただきたいと思います。

マスコミの報道等で、世間の関心を集めており、医療従事者にはですね、もう今、現時点において既に3回目接種が開始されているということなんですが、そこでお伺いしたいんですけども、接種券の送付の開始時期については、いつ頃からはなるのかをお伺いしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 接種券の送付につきましては、2回目の接種終了から原則8か月が経過した方から順に段階的な送付を予定しております。今後、東大和市医師会などと関係機関と協議をしております。

あと接種券につきましては、令和4年2月上旬ぐらいから接種が開始できるような形で、時期等についても調整を協議等してまいりたいと考えております。

○20番（大川 元君） ワクチンにはですね、時間がたつと感染予防に有効な抗体の数が減少するといった話もありますので、その点を市については留意した上で、感染拡大を今後防いでいくという観点で、接種券の発送を行っていただきたいと思います。

次に、3回目接種はどのような方を対象としているか、またその接種が推奨される人とはどのような方かについてお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 3回目となる追加接種の対象者は、2回目接種を終えた方のうち、18歳以上の方を対象としております。

また、追加接種を推奨する方としましては、国の通知等によりますと、65歳以上の高齢の方や、基礎疾患を持つなど重症化リスクの高い方、また介護従事者など重症化リスクの高い方との接触の多い方、医療従事者など職業上の理由により、ウイルスの曝露リスクの高い方については、特に追加接種を推奨するとしております。

以上です。

○20番（大川 元君） 今御答弁ですと、15歳以上、18歳未満の方には3回目の対象に含まれないということですが、現時点でありまして、その感染の状況を見ながら、必要であればですね、その15歳以上、18歳未満の方にもですね、3回目のワクチン接種を検討して、そして対応していただきたいと思います。

次に、3回目接種の順番の予定についてお伺いします。ほかの議員への答弁では、1、2回目とおおむね同様のことになるとのことでしたが、高齢者のうち令和3年10月以降など、遅い時期に接種を受けた方はどうな

のかについてお伺いしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 1、2回目の接種予約の受付など、接種の実施は高齢の方から実施いたしました。年齢にかかわらず、3回目となる追加接種は、2回目の接種終了から原則8か月が経過した後から接種の対象となります。

そのため、高齢の方であっても、3回目となる追加接種の対象となる時期につきましては、時期に接種券を送付することを予定しております。例えば令和3年10月に2回目接種受けられた方は、8か月後となる令和4年6月以降に接種の対象となるものと考えております。

以上です。

○20番（大川 元君） ありがとうございます。

そこで、接種券も発送してですね、次はもうワクチンが実際手元にあるかということが重要になってくると思います。そこで、次に3回目ワクチンの供給についてお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 3回目となる追加接種用のワクチンの供給につきましては、令和3年11月15日の週から2週間を一つのクールとする第1クールの配送が開始されております。市では、11月18日にファイザー社製ワクチン1箱の配送を受けており、また東大和病院にも、ファイザー社製ワクチン1箱が配送されております。今後も3回目となる追加接種の対象者の人数に応じたワクチンが、国から配送される予定となっております。

以上です。

○20番（大川 元君） 今御答弁でですね、必要に応じたワクチンが国から配布される予定となっております。このことでしたが、ワクチンの供給量ですね、実際に東京都が集団接種会場を開設するという動向が夏頃ありまして、一方的にワクチンの供給量を減らすということを知りてきたことがありました。市長会を通じて、尾崎市長も要望を出していただきまして、緊急要望を出してすぐに回復しましたが、市におきましては同様のことがないように、国や都の動向に注視して、可能な範囲で十分なワクチン量の確保を要望したいと思いますので、よろしくお祈いします。

そして、次に3回目接種の対象は希望制であるかについてお伺いします。

○健康課長（志村明子君） コロナワクチンにつきましては、国民に接種の義務はなく、希望する方に対し、自治体が接種を行うこととされております。3回目となる追加接種の案内などのお知らせの中で、希望する方が受ける接種であることについて、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○20番（大川 元君） 希望になりますので、感染の状況等により楽観視する方が出たら、何ていうか接種者の増減があるとは思いますが、明らかに感染予防には有効であるということで、市民の命に関わることで、感染者の増減があつて、その接種者の増減があるとは思いますが、そこを臨機応変に引き続き対応していただきたいと思ひます。気を緩めずですね、よろしくお祈いします。

次に、3回目接種の実施期間の見込みについてお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 3回目となる追加接種の実施期間の見込みについてであります。2回目の接種から原則8か月が経過した後から、3回目となる追加接種の対象となります。このことから集団接種会場での最終接種日であります令和3年11月27日から起算いたしますと、令和4年8月6日に8か月が到来いたします。なお、国はワクチンの接種期間について、令和4年9月30日までとしております。

以上です。

○20番(大川 元君) 1回目、2回目、3回目、ワクチン接種、思えばですね、大分長期間の開設になり、まだ終わってなくて、9月30日までまだまだ続いていきますので、市においては最後まで気を緩めずに、しっかりと臨機応変な対応をしていていただきたいと思います。

次に、3回目接種の接種体制をお伺いしたいと思います。接種体制として、個別接種、集団接種の実施の有無についてお伺いします。

○健康課長(志村明子君) 3回目となる追加接種の個別接種、集団接種の実施の有無についてであります。1回目、2回目の接種を集団接種及び個別接種を併用して実施いたしました。このことから、3回目となる追加接種につきましても、同様の接種体制としていくことについて、東大和市医師会など関係機関と協議する予定であります。

以上です。

○20番(大川 元君) ちょっと、1つお伺いしたいんですけども、現在、インフルエンザのワクチンはですね、何か予約制じゃなくて、その日、クリニックに行って、その場で受けるというふうな形になっているんですけども、そのコロナワクチンについて、やっぱりインフルエンザと、何ていうかワクチンと関係してくると思うので、今これからインフルエンザがはやる時期ですので、インフルエンザワクチンと、最後にちょっとそのコロナワクチンの関連性を踏まえた上で、3回目接種、どのようにやっていくかについて、もし考えることがありましたら、よろしくをお願いします。

○健康課長(志村明子君) 3回目となる追加接種の実施につきましては、国の説明では、不適接種を防ぐために、ほかのワクチンとの間違い接種を防ぐためにですね、特に時期が重なりますインフルエンザのワクチンとの取扱いに注意するように注意が喚起されております。各医療機関等におきまして、間違い接種の防止に向けた啓発のリーフレットのほうが配布されております。

ほかのワクチンとの間違い接種を防ぐために、インフルエンザ等のワクチンと区別して、1つのトレーには1種類のワクチンを扱うように準備すること。また、診察室内においては、接種の手が届く範囲に異なる種類のワクチンを置かないこと。

また、接種直前には、一呼吸置き、接種者と被接種者ですね、接種を打つ方ですね——との間で接種するワクチンを、名前を声に出して確認すること。

また、可能な限り、新型コロナワクチンと、ほかのワクチンを接種する曜日や時間帯を分けることなどといったリーフレットのほうが、各医療機関等に向けて配られております。

また同時に、医師会と行っております定例会議におきましても、間違い接種の防止について、このような情報の共有を図っております。

このようなことから、3回目となる追加接種に向けましても、ほかのワクチンとの間違い接種等を含め、不適切な接種の発生が起きないように、接種の実施体制等について、今後、医師会など関係機関と協議を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○20番(大川 元君) 御答弁、ありがとうございました。

1回目、2回目のワクチン接種のときと時期でそのケースが少し違うこともありますので、そういったケースでは、引き続き臨機応変に対応していただきたいと思います。今の御答弁、説明いただけたので、私のほう

も安心いたしました。

3回目接種はですね、副反応などのデータがまだまだ少ない中で接種が始まります。重症化リスクが高い高齢者や、持病を持つ人は、3回目接種を受けたほうがよいと言われてますけれども、1回目、2回目の接種で体調不良等、副反応が強かった方の中には、接種を希望しない方も多かれ少なかれいると思います。

感染の再拡大を防ぐためには、ワクチン接種が有効であるということは間違いのないわけです。市では1回目、2回目の接種の実績を生かして、今私が質問しましたように、今の時期についてのケース・バイ・ケースで臨機応変にも対応していただきまして、3回目接種に向けて、できる範囲の中で着実に準備を進めていただきたいと思います。

実際問題、まだ不確定な部分も結構多いと思いますので、そういった中で進めていくのは難しいと思いますので、その点についてはできる範囲でお願いいたします。

また、接種後の体調観察や副反応、救急搬送などの対応については、医師会など医療従事者と十分な協議をしているということで安心しましたが、引き続き万全の体制を構築して、本末転倒にならないようにですね、深刻な事態にならないように気をつけて、市民が安全かつ安心して3回目の接種を受けることができるよう、また長期間になりますので気を緩めることのないように要望いたしまして、私の12月議会での一般質問を終えたいと思います。

○議長（関田正民君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

[18番 東口正美君 登壇]

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問させていただきます。

1番として、東大和市小・中学校再編計画と東大和市学校施設長寿命化計画（案）について伺います。

東大和市の児童数のピークは、昭和56年、8,129人であり、増え続ける児童に対応するため、小学校建設は昭和40年代を中心に行われ、現在の小学校10校の体制となっています。その後、東大和市の児童数は、令和元年には4,503人となり、ピーク時の55%。令和32年の児童数は3,358人と推計され、ピーク時の42%まで減少するとされております。

学校施設については、昭和40年代に集中的に建設されており、建設から50年が過ぎ、一斉に老朽化が進んでいます。これらのことを踏まえ発表された小・中学校再編計画と、学校施設長寿命化計画（案）について質問いたします。

①として、第七小学校・第九小学校統合の取組について伺います。

この2校の統合については、昭和52年4月に開校した第九小学校が、開校5年目の昭和56年度に児童数のピークを迎え、636人、18クラスだった状況から、平成15年度、153人、8クラスとなることを受けて、平成13年度から統廃合の検討が度々行われてきました。その後、平成30年8月に設置された東大和市学校の適正規模等のあり方検討会議により、10年後には隣接する第七小学校とともに、小規模状態となることの見込みが高く、加えて学校施設の老朽化など、多角的な視点から統合もやむを得ないとの意見が集約され、具体的な検討が進められました。その結果、2校合わせた学校規模は460人、15クラスになることを見込み、そのことに加えて、第七小学校の校舎を新校舎に建て替える計画が発表されています。

そこで、アとして、具体的なスケジュールについて。

イとして、学校統合格討会議の設置における構成員とその役割について。

ウとして、計画推進に当たっての懸案事項について。

エとして、問題解決のため、参考としている事例などについて伺います。

次に、②として、第六小学校の長寿命化改修工事について伺います。

学校施設長寿命化計画（案）では、建て替え改築工事とともに、大規模改修による長寿命化計画が示されており、このことによる予算の縮減効果が示されております。そして、大規模改修後の施設利用期間を30年延長できるとし、現在の校舎を80年間使用できるとしています。

そこで、アとして、長寿命化改修工事ではどのような工事が行われるのか。

イとして、改修工事中の学習活動はどのようになされるのか伺います。

次に、③として、第三小学校・第五小学校統合の取組について伺います。

計画では、七小、九小の統合と校舎の建て替え、六小の長寿命化工事に続き、三小・五小の統合及び校舎の建て替え工事が予定されております。非常にタイトなスケジュールになっておりますが、アとして、三小・五小の統合及び校舎の建て替えの具体的なスケジュールについて伺います。

次に、④として、小・中学校再編計画と学校施設長寿命化計画を実施することにより、東大和市の学校教育の魅力をもどのように高めていこうと考えているのかについて伺います。

全国的に15歳未満の年少人口が減少する中、学校教育に独自色を打ち出すことで、教育移住を推進し、人口減にあらがう地域があります。現在の校舎が建設された昭和40年代、50年代とは違い、公教育の在り方にも多様性が認められ、独自の教育スタイルを行っている自治体もあります。

小・中学校再編計画と学校施設長寿命化計画を同時で行おうとしている今こそ、東大和市の教育において、校舎というハード面と教育内容のソフト面の両方について、新たな取組に挑戦し、魅力を高めていける50年に1度のチャンスだと考えます。この点について、市のお考えをお聞かせください。

次に、⑤として、小学校2校の廃校について伺います。

学校施設については、学校教育の拠点というだけでなく、地域における公共施設として多様な役割を担っております。

そこで、アとして、地域の防災拠点やコミュニティ拠点としての影響について、どのような影響があるのか伺います。

イとして、東大和市公共施設再編計画における廃止後の施設等についてのお考えを伺います。

続いて、大きな2番、地域課題解決のための自治会支援の取組について質問いたします。

防犯カメラの設置やAEDの設置については、市民の皆様から多くの要望をいただいております。これまでも公明党会派として議会で何度も取り上げてまいりました。

市として、防犯カメラ、AEDの設置に一定の取組をいただいておりますが、それを上回る要望があるのも事実であります。そのような中で、今年度、自治会独自の取組で、防犯カメラの設置、並びにAEDの設置ができた自治会があります。その1つは、東京都の「地域の底力発展事業助成」を活用したものです。

そこで、①として、「地域の底力発展事業助成」について伺います。

アとして、助成の内容について。

イとして、自治会への情報提供、活用支援について。

ウとして、市内での活用事例について伺います。

②として、自治会活動の活性化、地域課題の解決策、自治会間の情報共有など、自治会活動支援のための市の取組について伺います。

次に、大きな3番、RPA導入を含めたデジタル化推進の取組について伺います。RPA——ロボティクス・プロセス・オートメーションとは、ソフトウェアロボットを活用して、定型作業を自動化する仕組みです。このことについて例えるとすれば、かつて工場での組立て作業を人の手で行っていたものを、現在は産業用のアームロボットが代替するように、人間がパソコンで行っている単純な手作業を代わりに行ってくれるデジタルレイバーがRPAであります。RPAの導入は、近年、様々な業種で行われ、働き方改革を進め、新たなイノベーションにつながっています。多くの自治体でも既に多方面の業務に導入しています。

そこで、①として、RPAの導入について伺います。

アとして、市民部におけるRPA導入の経緯・費用・効果・課題について。

イとして、今後、他の業務へのRPA導入の取組について。

ウとして、職員のデジタル人材の育成について伺います。

②として、市民のデジタル人材の育成とその後の就労支援について伺います。

RPAについては、その導入が急務である一方、拡大するRPAの需要に対して、デジタル人材が不足している状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症が社会にもたらしたリモートワークや、学校教育におけるGIGAスクールの実施など、社会全体としてデジタル化を推進する必要性が高まっています。市として、市民の皆様にデジタル人材育成の機会を提供し、スキルアップすることで、新たな就労につながる支援を推進してもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、4番として、東京街道団地地区まちづくりプロジェクトについて伺います。

東京街道団地においては建て替え工事が進んでいるところですが、建て替え創出用地に計画されている生活支援ゾーンの活用については、東京都においてプロポーザルが行われ、過日、事業者が決定したとの情報をいただきました。

そこで、①として、現在の進捗状況について。

②として、今後の東京都との連携や、市の役割について伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、第七小学校と第九小学校の統合の取組についてであります。第七小学校と第九小学校は、東大和市立小・中学校再編計画におきまして、令和9年度を目途として統合することとしており、魅力ある学校づくりに向け、検討組織の準備や他市状況などの情報収集を行っているところであります。詳細

につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第六小学校の長寿命化改修工事についてであります。長寿命化改修は老朽化した施設の保全改修と併せ、学習環境、防災・防犯機能、ユニバーサルデザイン等の質的向上を図るための改修を基本とします。改修工事中の学習活動につきましては、仮設校舎での活動を想定しています。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、第三小学校と第五小学校の統合の具体的スケジュールについてであります。第三小学校と第五小学校は、東大和市立小・中学校再編計画におきまして、令和11年度を目途として統合することとしておりますが、具体的なスケジュールにつきましては、先行する第七小学校と第九小学校の統合状況を踏まえ、今後、検討してまいります。詳細については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小・中学校再編計画等による学校教育の魅力の向上についてであります。小・中学校の規模の適正化及び老朽化した施設の改修と合わせ、GIGAスクールなど新たな学習環境に対応した学校とすることで、魅力の向上を目指してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小学校2校の廃校による地域の防災拠点やコミュニティー拠点などの影響についてであります。地域防災計画において、最大想定避難者数を全て収容するために、全学校施設を一時避難場所及び避難所に指定しておりますことから、廃止した場合には見直しが必要となります。また、学校を核としたコミュニティーにつきましても、影響が出るものと認識しております。

次に、東大和市公共施設再編計画における廃止後の施設等についてであります。統合された施設の跡地につきましては、定期借地としての活用または売却等について検討することとしております。活用または売却等に当たりましては、市のまちづくりに関する方針に適合するよう、条件等をつけることを検討するとしております。

次に、地域の底力発展事業助成についてであります。この助成は、地域において多様な主体が連携することで、積極的に課題を解決していく力の向上を図ることを目的に、地域活動の担い手である自治会が、地域の課題解決を図る取組に対し、東京都が助成するもので、補助率は全額または2分の1となっております。

次に、自治会への情報提供及び活用支援についてであります。助成に関する情報提供につきましては、例年5月に開催しております自治会長会議において実施しておりますが、令和2年度及び今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、自治会長会議が開催できなかったことから、自治会長に対しまして助成の御案内を送付し、活用の促進を図ったところであります。また、活用支援につきましては、活用を検討している自治会に対しまして、活用に関する相談や申請に対する助言等により、活用の支援を行っているところであります。

次に、市内での活用事例についてであります。地域の課題を解決するために、平成24年度から各自治会におきまして、必要に応じて本助成制度を活用していただいております。令和3年度につきましては、現時点において、近隣自治会共同による防災訓練、単自治会による災害時対応訓練及び高齢者の見守り活動の3つの取組について活用されております。

次に、自治会活動への市の取組についてであります。市では自治会が日頃行っている活動や助成金の活用事例等について、公式ホームページやリーフレットで広く情報発信することにより、自治会活動の活性化、地域課題の解決及び自治会間の情報共有が図れるよう支援をしております。また、自治会活動の支えとなるよう、市からの補助金に加え、外部助成金の活用の積極的な推進など、引き続き活動に対する支援に取り組んでまい

ります。

次に、RPA導入を含めたデジタル化の推進の取組についてであります。市民部におけるRPA導入の経過、経緯につきましては、ICTを活用した委託を行うに当たり、将来的な労働力不足を見据え、業務の効率化と市民サービスの向上を図るため検討したものであります。費用につきましては、RPA1体、約150万円でありまして、現在稼働しているものを含め、今後、市民課、課税課、納税課で合計10体を導入する予定であります。効果につきましては、市民サービスや市税収納率の向上、また適正な人員配置や業務の省力化により、行政経費の削減を可能とするものであります。課題につきましては、事務の変更等々が生じた際に、RPAの適時適切なメンテナンスを行い、導入における効果を継続的に高めていくことと捉えております。

次に、他の業務へのRPA導入の取組についてであります。RPA導入は定型業務の作業時間を短縮することや、手作業による誤入力等のヒューマンエラーを未然に防止することなどに効果があると認識しております。今後、具体的にどのような業務に効果があるかについて、検討してまいりたいと考えております。

次に、職員のデジタル人材育成についてであります。市役所内部でのデジタル化の推進により、職員がデジタル技術やICT等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。まずは全庁的な業務の効率化が期待できる業務システムの導入の検討を進めながら、外部人材の活用や職員全体のデジタルに対する意識の醸成、研修が必要であると認識しております。

次に、市民のデジタル人材の育成とその後の就労支援についてであります。現在のところ市民を対象としたデジタル人材の育成のための事業は実施しておりません。今後、国や東京都、他市の動向も情報収集し、就労支援を視野に入れた事業の研究をしてまいりたいと考えております。

次に、東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトの進捗状況についてであります。東京都は、学識経験者等の外部有識者で構成する東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト審査委員会の選定結果を受けて、事業予定者及び次点を決定し、令和3年11月にこれを公表したところであります。

次に、今後の東京都との連携や市の役割についてであります。東京都では今後、事業予定者と、事業実施に係る基本協定の締結に向けた手続を進めることとしており、市としては今後の事業の進捗状況に合わせ、必要に応じて東京都や事業予定者と協議等を行ってまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、第七小学校と第九小学校の統合の具体的スケジュールについてであります。統合校の校舎につきましては、第七小学校の校舎を建て替えることにしております。具体的なスケジュールにつきましては、令和4年度に校舎建設に係る計画を作成し、そのプランに基づき、令和5年度から基本設計と実施設計、令和7年度及び令和8年度に建設工事を行い、令和9年度に新校舎開校を予定しております。

次に、学校統合における検討会議の構成員と役割についてであります。今後、学校統合に向けての具体的な検討を進めるための検討会議を設置してまいります。検討会議につきましては、地域の方に御協力をいただき、学校、保護者、地域の方、教育委員会で構成し、第七小学校と第九小学校の統合に係る具体的計画の検討を進めてまいります。

次に、計画推進に当たって、懸案事項についてであります。統合後の学校の具体的プランの作成、通学路の変更に伴う安全確保、新校舎建築の間の学校継続の方法など、様々な懸案事項があると考えております。

次に、問題解決のための参考としている事例についてであります。他の自治体において、複数の学校統合

の事例があります。現在進行中のもの、既に完成しているものなどがあり、最新の情報を取得して、参考としてまいります。

次に、第六小学校の長寿命化改修工事についてであります。工事の内容につきましては、東大和市学校施設長寿命化計画（案）の中で、改修等の整備水準を示しております。長寿命化改修は、既存施設を80年間、使用し続けるために、施設の保全改修と併せ、学習環境、防災・防犯機能、ユニバーサルデザイン等の質的向上を図るための改修を含めた大規模改修を基本としております。例としましては、屋上防水や屋根改修、外壁や外部開口部分の改修、内装改修、トイレ改修、バリアフリー改修、LED化などのエコ改修、そのほか電気設備の改修、機械設備改修などがございます。改修工事中の学習活動につきましては、校庭に仮設校舎を設置し、そこでの活動を想定しております。

次に、第三小学校と第五小学校の統合の具体的スケジュールについてであります。第三小学校と第五小学校の統合につきましては、令和11年度を目途としております。具体的なスケジュールにつきましては、今後検討してまいります。第七小学校と第九小学校の統合におきまして、本市での先行事例ができますことから、それらを踏まえて進めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校再編計画等による東大和市の学校教育の魅力の向上についてであります。東大和市GIGAスクール構想により、1人1台のタブレット端末を活用した新しい学習指導が始まっているところであります。新しい学習指導による効果を一層高めていくため、老朽化した施設の保全改修を進めるとともに、ICT環境の整備を図ることにより、東大和市の学校教育の魅力を高めていきたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 御答弁、大変にありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、七小と九小の具体的なスケジュールについてであります。東大和市では公共施設長寿命化計画において、新しい建て替え等がある場合の推進方針の中で、周辺の施設の集約化などの最適化の各手法が載っておりますけれども、この七小の建て替えについてのこの地域の周辺との集約化等のスケジュールというか、その辺の考えについて伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 第七小学校と第九小学校の統合、そして第七小学校の建て替えのスケジュールに合わせまして、周辺施設を複合化、集約をしていくスケジュールであります。今後、具体的には詰めてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても学校周辺の施設、可能な範囲で複合化、できますように検討を進めてまいりたいと思います。その際には、学校の教育環境の確保に配慮することを優先することになると考えておりますので、教育委員会のほか関係部署との連携を図り、ただいま御答弁をしております第七小学校建て替えの再編のスケジュール、建て替えのスケジュールと周辺の施設を統合する検討のスケジュール、整合を図りまして、基本設計の時期に合わせて調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

この学校の校舎を建て替えるという物理的な変化のスケジュールは想像ができたんですけども、そうではなくて、それぞれの学校の在り方については、どのように変化していくのか、お聞かせください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 再編計画におきまして定めさせていただいているとおり、第九小学校を第七

小学校に統合することを基本として、検討会議におきまして第七小学校の統合の具体的なスケジュール等を含めまして、決めていく予定で考えております。

以上でございます。

- 18番（東口正美君） 学校において、校舎の役割というのは非常に大きいとは思いますが、学校組織というのは決して建物のことではないと思います。第七小学校も第九小学校も、50年にわたる歴史とか校風、また校歌をはじめとする様々な学校独自の文化がそれぞれあるという学校の2つの組織体を統合するという事は、校舎の建て替えとは別の次元の問題ではないかと思えます。

先日、立川市の若葉台小学校の新校舎の見学を含めて、視察をさせていただいてまいりましたけれども、ここでの校長先生がおっしゃっていたのは、やはりこの2つの学校を、学校という組織体を統合していくという作業と、新校舎を建て替えていくという作業は、別の次元の問題ではないかというふうにおっしゃっております。このような認識に立ちますと、その学校のありようということに対するスケジュール感を、どのようにお持ちなのかお聞かせいただければと思います。

- 学校教育部長（矢吹勇一君） 七小、九小とも、それぞれ50年近い歴史を持った学校でございます。それぞれ地域の方、あるいは卒業生の方、思いが詰まっているというふうに認識しております。その七小、九小の統合することによる学校につきましては、それぞれの学校の文化、歴史をきちんと引き継げるような、そういった学校を地域の皆さんとともに考えて、今後、具体的にどんな学校にしていくか、よりよい学校にしていくように検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 18番（東口正美君） この学校再編、また長寿命化については、パブリックコメントなども行われておりますけれども、また検討委員会、検討会議等も設置されると思いますけれども、やはりたくさんの方の思いをどう受け止めて、どう計画に、次なる計画に反映させていくのかということが、物すごく重要な作業になると思いますので、どうか丁寧に取り組んでいただきたいと思えます。そういう意味では、学校統合検討会議というのが、物すごく大事な会議になるのかなと思っておりますが、先ほど構成員については聞きましたけれども、この会議体の任期というのはどのようになっておりますでしょうか。

- 教育総務課長（斎藤謙二郎君） 会議体の構成員の任期についてでございますが、現時点では計画策定完了の目標としております令和4年度末までと考えてございます。

以上でございます。

- 18番（東口正美君） 1年間ということで、この令和5年から基本設計に入っていくという中で、この4年には何も書いてないんですけど、そのスケジュール表の中には、物すごく大事な、来年度1年間があるなというふうに思っております。建て替えが出来て、新しい校舎ができるのは令和9年度だからちょっと先だわって思っているとんでもなくて、もう本当に来年1年間にどれだけの皆様の思いを受けて、この計画に反映していくことができるのかなということを、期待をしておりますので何とぞよろしくお願いいたします。様々な意見が出る中で、それを具現化していく方法としてはどのようなことをお考えでしょうか。

- 教育総務課長（斎藤謙二郎君） 検討会議におきましてはですね、多岐にわたり検討することとなるかと考えております。その中で様々な考え方があるかと思えますので、なかなか全ての人の意見のとおりということは困難であると考えております。ただですね、意見への対応につきましては、検討会議や学校や、教育委員会だけではなくですね、関係機関と連携を図りながら、また保護者の方や地域の方にも御協力いただきながら、一

一つ一つ丁寧に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 先ほど申しました立川市の統合された若葉台小学校の取組の中では、この具体的な意見をマスタープランとして、練り上げていくときにプロポーザルというような手法も使ったようなんですけども、本市としてはそのようなお考えはあるのでしょうか。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 今、課長から申しましたとおり、来年度ですね、検討会議を進めていく中で、地域の方々、学校関係者には説明会など実施し、その中で意見を踏まえながら、具体的には計画のプランというものを、反映したものを作成してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○18番（東口正美君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、また御答弁の中の懸案事項の中で、通学路の変更の安全確保についてということが挙げられておりましたけれども、具体的にどのような検討がされているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 通学路におけます具体的懸案事項につきましては、学区域の変更に伴いますね、芋窪街道の横断が必要となることなどがございます。通学路の指定に当たりましては、原則として各学校において決めているところではございますが、学校、保護者、警察、道路管理者で構成する通学路の合同点検などにおきましても、検討し、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） すみません。

続きまして、この七小を建て替えるということなんですけれども、この間、七小の学習活動はどのような形で継続していこうと考えているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 第七小学校の建て替えの際にですね、工事につきましてはですね、約2年間かかるかと考えてございます。その2年間の間ですね、例えば仮設校舎を建てる、もしくはですね、例えば第九小学校の空き教室、特別教室などを活用する等が考えられると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ですので、この七小に仮設を建てるということであれば、七小としての時間が長くなるわけですよね。でも、一方で、この九小のほうに物理的に入っていくというときに、七小として入っていくのか、その辺の考え方を早めに決めないと、混乱が生じるのかなって危惧をしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、もう一つ気になるのは、先ほどの周辺の施設の集約化という中で、一番気になるのは学童保育の在り方でございます。この辺が、この学校が統合されていく中で、九小、七小の学童保育についてのお考えをお聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 学童保育所につきましては、小学校の更新の際に、小学校への複合化につきまして、教育委員会と関係部署とで連携を図り、検討することとしておりますことから、今後、具体的な検討を行っていくことが必要になると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 学童についても、なのでこの間、いろんなパターンを考えなきゃいけないのかなと思いますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

懸案事項の中の御答弁にはなかったんですけど、財政面については、度々これまで厳しい状況が説明されておりますけれども、この点での現時点でのお考えを伺えればと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 依然といたしまして、財政面においては厳しい状況と捉えているところでございます。このようなことから、国や東京都の補助制度の動向を注視するとともに、引き続き補助金の拡充や、条件の緩和についてですね、機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 開議

○**副議長（佐竹康彦君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**18番（東口正美君）** それでは、午前中に引き続き再質問させていただきます。

先ほど財政面での懸案事項ということで、引き続き補助金等の活用について、様々研究していくという御答弁でございました。

学校施設の長寿命化は、どこの自治体も取り組んではいると思うんですけども、本市のように立て続けに工事を行っていくというようなところは、あまりちょっと私が近くを見た感じではないような気がしまして、一大プロジェクト、七小と九小のことだけではなくて、ずっとここから続いていく長寿命化計画は一大プロジェクトだなというふうに思っております。ほかにもこの資金を確保する案を、市長はお持ちかどうかを伺いたいんですけども、例えば私学だと卒業生に寄附を募ったりとか、また地方の学校でされているかどうか、ちょっと詳細なことは分からないんですけど、ふるさと納税とか、何らかの形でこの財政面を支える別の方策というのは市として考えていないのでしょうか。

○**企画財政部長（神山 尚君）** 学校の長寿命化、330億円という多額な費用でございまして、特定財源の見込みもですね、今のところちょっと厳しいというような状況でございます。

今御提案いただいたことでございますけど、市長が先頭になって、変電所のほうで成功している事例もございますので、今おっしゃられたようなことを念頭に置きながら、今後ちょっと何ができるのかということも考えていきたいと思っております。

学校の建て替え、長寿命化、全国的にですね、多分、問題だと思いますので、何て言うんですかね、ちょっと特殊性というか、目立つような何か、こう工夫みたいなものをしていながら、やっていかないとなかなか寄附を集めるのも難しいかなと思いますので、そういったことも含めて今後どんなことができるのか、教育委員会のほうとも連携しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○**18番（東口正美君）** よろしく願いいたします。

続きまして、様々な事例を検討していくということで、先ほどもございましたように、各地いろんな取組をしてると思います。既に来上りがってるもの、現在、進行中のもの、またあると思うんですけども、このコロナの中でなかなか、こういろんなところに行けなくなって、現場が見れないという状況が続いているとは思いますが、やはり先ほども言ったように50年に1度のプロジェクトだなと思っているので、現場の職員の皆様をはじめ、いい事例があれば、ぜひ足を運んで見に行くような、そういうことも、そういうことへの

予算も何とかつけていただけないかなと、これは要望でございますので、そのような中でよりよい取組をお願いしたいと思います。

続きまして、六小の長寿命化の改修工事につきましては、先ほど御答弁がありましたとおり、要するに耐震化された躯体だけを残して、中はごっそり変えるというイメージかなというふうに思っております。ですので、そういう中で30年間の延命をする工事だというふうに理解をしました。

続きまして、イのこの工事中の学習活動についてでございますけれども、仮設校舎等の建設を考えているという御答弁でございましたが、この六小の改修工事における他の公共施設の集約化ということでは、やはり学童保育のことが気になるんですけれども、改修工事とともに学童保育についてはどのような変化があるんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現時点におきましては、学童クラブ、第六クラブの在り方等につきまして具体的な検討は行っておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 六小の学童の第六クラブにつきましては、東京街道団地の北17号棟の1階に入っております、この北17号棟につきましては、当初は住み替える、住民が住み替える予定がなかったのが、この建て替え工事が進んだことで急遽、住民の方たちが引っ越しをされて、いわゆる上の居住者がいない状況になって、1階の学童クラブと児童館が残っているという状況になっておりますので、この後、東京都との打合せ等もあると思うんですけれども、この六小の学童クラブについては、できればこの六小の改修工事と併せて、学童保育を学校内につくっていただきたいと思っております。その学童クラブをしっかりとつくることで、仮設校舎を建てずに、例えばできることがあるのかとか、その辺もしっかりと研究していただきたいと思ってるんですけれどもいかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今後ですね、教育委員会を含めて、庁内全体でそういったことも、検討していく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 何とぞよろしく願いいたします。

続いて、三小、五小への建て替えにつきましては、やはりこの七小、九小のことを踏まえて、さらに進めていくということで理解をいたしました。

続きまして、④として、この小・中学校の再編計画と学校の長寿命化ということで、壇上でも申し上げましたけれども、チャンスが来たというふうに思っております。この自治体ごとに特色のある学校教育に取り組んでいくチャンスかなというふうに思っております。といいますのも、いろんなところで先ほど言ったように、特色ある学校教育を目指して、教育移住をされているというようなお話を聞いています。例えば長野県の佐久穂町では、イエナプラン教育というのを取り入れた私学の学校ができたことで、子供たち、子供のいる御家庭の転入があるということを知っているんですけれども、これが私学だからできるのかと思っていれば、広島県の福山市では、このイエナプランという異学年の子供たちが一緒に学ぶという、この教育を、公教育の中で2022年度にスタートをさせるというふうに聞いて、大変、私としては驚いたんですけれども、このイエナプランがいいかどうかは別ではあるんですが、東大和市でも特徴的な特色を出していくために、どのようなこと、お考えがあるのか再度聞かせていただければと思います。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 現在、市内小・中学校におきましては、1人1台端末の導入など、学校の学び

が大きく変わってきております。教育長答弁で申し上げましたとおり、今後の学校の校舎の改修、建て替え、あるいはそれに伴う学校のイメージアップの一つとして、ICT環境に対応した施設、最先端の学びが実践できるような学校をまずは目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 最先端の学びができる環境というのが、具体的にどのようなものなのかということ、今はまだだと思わすけれども、しっかりお示しいただいて、十分にPRをしてもらいたいなど。関東近県で教育移住が進んでるところとしては、いつも出てくる流山市なんですけれども、流山市はプログラミング教育にすごく力を入れていて、それ以外の要素もあると思わすけれども、新設の校舎をまだ建てなきゃいけないというぐらい、子育て世帯が引っ越してきてるという話も聞いておりますので、本市として、どんな最先端の教育を進めていくのか、さらに御検討いただければと思います。

そして、この七小の立地が、非常に恵まれた立地ではないかなというふうに思っております。この上北台のモノレールの駅から見えるかどうかちょっと確認はしてないんですけれども、モノレールの延伸も発表されている中で、非常に地域的に恵まれている地域だなというふうに思います。また、芝中住宅ができることで、七小、九小というのは建てられた経緯があると思わすけれども、幸い上のほうの階は今、空いていて、借りることが可能だというふうにも聞いております。ですので、この七小の建て替えとともに、この芝中団地の東京都の住宅供給公社とも場合によっては連携していただいて、今もリニューアルされてる状態で入居は可能ですけど、よくニュースとかで話題になるのは、有名家具店とコラボレーションして、特にそういう子育て世帯が入ってきやすいような取組なんか、全室入れる、全室入居してもらおうぐらいの勢いで、子育て世帯に新しい学校ができるということをアピールしながら、この子育て世帯の獲得ですね——を市として、市を挙げて取り組んでいただきたいと思わすけれども、このような考えに対してはどのようなお考えがございますでしょうか。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 小・中学校のハード・ソフト面で充実させ、学校の魅力を高めることによって、まず伝承者、児童・生徒の世代の転入を図らせることによって、当然その世帯で転入が図られます。こういったことによって、その市の例えばその税収面でのメリットなど大きいものがあるかと思わす。そういった面から、学校の今後の魅力あるものをつくっていくということの力を入れて取り組んでまいりたいと思わす。

以上です。

○18番（東口正美君） 日本一子育てしやすいまちというのは、物すごく言ってきたわけですし、これまでも保育園の建て替え等を進めて力を入れてまいりました東大和市が、いよいよ本気に学校教育に取り組み始めたという旗揚げとして、この七小の建て替えを楽しみにしています。今回は三小、五小の統合のところまで質問をさせていただきましたけれども、その後続きます二中の改修工事、二小の改修工事と続いていきます。この小中学校がくっついている地域でございますけれども、例えば2016年度から新設された義務教育学校などにするという考えもあると思わすけれども、この辺、市として、ちょっと先になりますけれども、どのようなお考えでございますでしょうか。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 現在、本市では、施設別型の小中一貫教育を実施してございます。これをより緊密にしたものが、義務教育学校の実施であると思わすが、まずは他の自治体の事例などを踏まえ、研究をしてまいりたいと思わす。

以上でございます。

○18番（東口正美君） この手前からたくさんのことを抱えながら、いろんなことを検討しなきゃいけないと思うんですけども、特に二小、二中につきましては、途中にこの道路を挟まずに隣接しているという非常に恵まれた利点があると思います。

果たして2校を長寿命化して、30年、延長するほうがいいのか。学校という機能を一つにすることで、集約できる機能もあると思いますし、この南街地域においては、他の公共施設の老朽化という問題も当然入ってくると思いますので、様々検討、また試算をしていただいて、一番いい形を進めていただければというふうに思っています。

続きまして、魅力アップということで、過去の私の一般質問で取上げてきた樹木についてもちょっと聞きたいんですけども、学校を建て替えるとなると、どうしてもこの樹木の取扱いも、伐採したりともあると思うんですが、学校での樹木、伐採した場合の利用なんかも考えていますでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 樹木につきましては、必ずしも生育状況が好ましいものばかりではなく、むしろ状況が好ましくないものも伐採されるということもありますので、利用方法によってはと思いますが、利用にふさわしい樹木が伐採できるかどうかという点や、経費などについて、どのくらいかかるかという点もありますことから、今後そのあたりは研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○18番（東口正美君） 学校のレガシーを残すみたいなお取組というのも、当然求められてくると思うんですけども、さきに言った立川の若葉台小学校も、学校の桜の木を、学校のクラスのネームプレートみたいに加工して使ったりとか、げた箱に使ったりとかするという事例も見えてまいりましたので、経費のこともありますので、ただ樹木を製材化するのには、やはり自然乾燥させれば経費がかからないという手法もございますので、たくさんを使おうと思うと大変ですけども、やはり一部、皆さんとともに生育してきた樹木の取扱いについても、住民の皆様と御意見を交わしながら、やってもらいたいなって思ってますし、そういうことに精通している事業者もおりますので研究いただければと思います。

また、続きまして、これも以前、質問をしてきましたけれども、学校におけるこのプールの取扱いについてはどんな考えで進めていくつもりでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） プールにつきましては、共同利用や民間プールの活用などですね、利用方法の見直し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。プールについては、過去の一般質問で考え方を示していますので御検討いただければと思います。

続きまして、⑤の小学校2校、廃校することについてということで、先ほど市長から御答弁いただいた中では、やはり防災拠点として、コミュニティー拠点としての影響は少なからずある。特に防災については、みんな避難所になっているということから、見直しを図らなきゃいけないというふうな御答弁でございましたけれども、この点ちょっとだけお聞かせいただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 現在の避難所はですね、東日本大震災後に被害想定が見直されまして、その翌年の24年に東京都が公表したものを前提にですね、現在の避難所数、収容人数等を勘案しているところでございます。ところで今、東日本大震災から、ここで10年が経過するというところで、この10年で住宅の耐震化率が進んでいたりとか、一方、高齢化率も進んでいるということで、社会基盤の整備や、それから人口構造が変化し

ているということがあります。ということで、東京都がこうした状況を踏まえまして、来年度の春頃を目途に、新たに被害想定を見直して公表するとしております。ここがどうなるか、まだ分からないんですが、見直し後に当市の被害想定も変わってきますので、それを見ながらですね、新たな被害想定に基づいて、避難所の指定数とかですね、その辺も再検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

防災の指針というのは、変えても変えても、どんどん変えざるを得ないものだと思いますし、またこの学校の建て替え等ということが、全庁的に影響があるということが、このことをとつても分かるかなと思います。

続きまして、この公共施設再編計画における廃止後の施設については、御答弁では借用した、定期借地として売却とかということが書かれておまして、この辺を具体的にということはまだ求めてはいないんですけども、この公共施設の再編計画の中の大きな目標で、床面積を20%削減するという目標がございまして、例えばこの先ほどの御答弁のとおり学校施設として九小を使わなくなる場合、どれぐらいその床面積が縮減されるのか、また今年度そういうこと、学校給食センターも2つなくなりますけれども、この辺が目標に対して何%ぐらい縮減されるのか、お聞かせいただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ここで建物を使わなくなった場合と仮定して、その延べ床面積が、今後の縮減率に対しての比率を申し上げたいと思います。

まず、第九小学校です。廃校とした後、解体撤去した場合に、第九小学校は4,876平方メートルの延べ床面積がありますので、公共施設等総合管理計画における合計延べ床面積の比率に対しては、3.3%の縮減の状況となります。

次に、2つの学校給食センター、第一学校給食センターと、第二学校給食センターを合わせますと、合計で1,884平方メートルの面積になりますので、こちらは縮減の比率といたしましては、2つ合わせて1.3%という比率でございます。

以上であります。

○18番（東口正美君） 質については、量を減らしても質を下げないということが大事だなというふうに私自身は思っております。今回、学校教育の魅力を全体的にアップしていくという質問をさせていただきましたけれども、この辺の減ってしまうということを感じさせないぐらいの魅力ある取組を、お願いできればと思います。

以上で、1番目の質問を終了いたします。

続きまして、地域課題の解決のための自治会支援についてということで聞かせていただきますけれども、この地域の底力発展事業助成金の具体的な内容、金額等について、もう一度お聞かせいただければと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 地域の底力発展事業助成の金額につきましてはですね、団体の種類により助成金額が異なっております。地域課題解決のための取組に対しまして、区市町村の範囲を超えた連合組織及び区市町村を単位とする連合組織については200万円、区市町村の一部を単位とする連合組織につきましては100万円、単独の自治会の取組については20万円。また、複数の単一自治会が共同して行う取組については50万円、単一自治会が、学校やPTA、NPOなどのほかの地域の団体と連携して実施する取組につきましては、30万円を上限金額といたしまして、それぞれ初めて助成を活用する場合には、助成対象経費全額、2回目以降の活用につきましては、助成対象経費2分の1が助成されるものとなっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 以前から、この助成金については、自治会活動をされてる方にお話をさせていただいて、ちょっと不思議なところもあって、自治会の規模は関係が、大きくても小さくても一つの自治会が、この助成金を使える上限が20万円なんですけど、これが2つの自治会が協力してやると、金額が100万円になるんですかね、20万円だったのが100万円になったり、50万円になったりという仕組みの助成金だということは前から知ってたんですけども、このことについて5月の自治会長会で情報提供しているということですけども、具体的にどのような提供をされているのか教えてください。

○地域振興課長（石川正憲君） 自治会長会議における地域の底力発展事業助成の情報提供につきましては、助成制度のガイドラインをですね、自治会長会議の前に事前に配布をしていることから、自治会長会議の中で、改めて本助成制度の活用をいただけるよう、周知を図っているところでございます。また、毎年、助成を活用した事例も含め、1つの自治会に、他の自治会に参考となる事例を発表していただき、自治会間の情報提供を図っているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうしますと、市内でどれぐらい自治会数があって、年間どれぐらいのこの助成金の利用があるのか、そして具体的にはどのようなふうに使われているのか、お聞かせいただければと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 市内での活用につきましては、平成24年度から毎年3件から4件の活用が図られており、令和3年度までには40件程度の活用が図られております。

防災に関する取組は、地域交流の促進に関する取組について多く活用が図られているところでございます。具体的な取組として、今年度の活用した自治会で申しますと、高齢者の見守り活動について、助成を受けた自治会につきましては、高齢者宅への訪問の実施及び地域交流の場としてサロンを開催しております。

なお、自治会活動の地域全体、広く周知できるよう統一したベスト等の作成費及び活動費に助成金を活用しております。

続きまして、単自治会による災害時対応訓練について、助成を受けた自治会につきましては、災害が起きた際、自治会員の安否確認を行う手段として無事を知らせる旗を自治会で作成をし、掲出及び声かけ訓練の実施に助成金を活用しております。

最後にですね、近隣自治会共同による防災訓練について助成を受けた自治会につきましては、隣り合う自治会が、災害時には近隣地域に住む人たちの協力が必ず必要となる意識が一致し、2つの自治会が共同で消防署の指導の下、AEDの講習や応急救護訓練、初期消火訓練等を実施しております。なお、AED及び訓練に必要な資機材の購入等に助成金を活用したものでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

今回、私はこの一番最後の近隣の自治会の共同でというところの事例を、この訓練にも行かせてもらったんですけど、この地域、やはり新堀地域でございますけれども、残念ながら過去に何度か大きな火事に見舞われて、地域の方々の防災意識が大変に高いということがございます。

また、AEDが以前は市から提供されていたものが、様々な法改正によって、その町の中からなくなってしまったのでどうにかならないかという御相談も受けながら、今回この訓練をするということで、この助成を使って地域にAEDを設置することができたという、好事例ではないかというふうに思っております。AED、

高価なものでございますので、今回のこの助成も、単独自治会では購入出来ない金額でございます。また、この助成につきましましては、物を買うということでの助成は下りないというふうになっておるとお思います。

ここの地域は、もともとそういう過去の経緯から防災訓練等、日頃から行っているの、行っている中でということが相まって今回うまくいったわけでございますけれども、やはり昨日も同会派の木戸岡議員が、AEDの設置について様々質問させていただいておりますけれども、なかなか行政だけでは、財政的なものもあります。こういうことについて、自治会の力を使っていくのに、この東京都の助成事業をさらにアピールをしていただきたいとお思います。

自治会の加入率が下がっているというのも、皆様、御存じのことだと思っておりますけれども、その中で今一生懸命、自治会活動をされている方たちは、何とか地域の役に立ちたいという思いのある方たちでございます。

なので、年間三、四件ということじゃなくて、東大和、これ使ってすごいやっているとこのふうになるためには、さらなる情報提供とか共有とか、支援とかっていうのが必要だと思っておりますけれども、この点、担当課としていかがでしょうか。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 情報提供につきましてですが、現在、我々のほうではですね、郵送や、また自治会長会議で助成等の御案内をさせていただいております。ただ、現在、自治会長に対してにのみの情報提供になっているというふうなところからですね、今後につきましてはさらなる助成の活用促進を図るためにですね、市の公式ホームページにも、外部の活用の情報を掲載することで、自治会の会員のどなたでも情報等が閲覧できるようになって、その中で自治会員の方のアイデアや、そういったものを自治会で活用していただけるように、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**18番（東口正美君）** 補助金の申請は、なかなか手間のかかる面倒くさい作業でもありますので、やはりそのところで市の職員の方のお力添えがあると、進んでいかなとお思います。

さらに、最近この地域底力発展事業助成金を使って、スマートフォン教室、高齢者向けのスマートフォン教室について、この助成金が使えろという情報提供がございましたけれども、この点についてもう少し詳しく教えてください。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 令和3年の10月下旬にですね、東京都から情報提供がありました地域の底力発展事業助成を活用した高齢者向けスマートフォン教室につきましては、自治会でスマホ教室を開催する際、東京都が無料で講師の派遣を行いまして、教室の開催に際しまして必要な物品等の購入等に活用できるものでございます。内容につきましては、スマートフォンをお使いでない方や、操作に不慣れな方に対しまして、楽しみながらスマートフォンや各種のアプリですね、アプリケーションを体験し、学ぶものとなっております、スマートフォンをお持ちでない方には、体験機を無料でお貸しする。その後ですね、希望者には1か月間無料でお貸しする内容となっております。大変有意義な内容となっていることから、多くの自治会が活用していただけるようですね、市といたしましても、助成の活用の促進や、実際活用が図られた場合については、他の自治会への情報提供を行うなど、自治会間の情報提供が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** スマホ教室の情報提供の後、自治会からの問合せ等はございますでしょうか。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 問合せの件につきましては、現在2件、御相談をいただいております。東京都に対する質問等々ありましたので、こちらのほうでも確認し、自治会に情報提供を行っているところでござい

ます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） まだコロナが落ち着かないので、なかなか皆さん、ほかのところからも見に来てくださいというのは言いづらいのかもしれないんですけど、場合によっては先行する自治会の取組に対して、興味のある自治会長さん、見に行きませんかみたいな、そういう情報共有の在り方もあってもいいのかなっていうふうに思いますので、ぜひこの助成金、いっぱい使って、自治会に力を借りて、地域課題の解決が一步でも進めばいいかなと思っています。

ちょっとこの助成金とは外れるんですけども、先ほどAEDを2つの自治会の協力で地域に設置した自治会については、これも昨日の木戸岡議員の質問で、自動販売機を利用した防犯カメラの設置というのも、自治会独自で企業とやり取りをして、防犯カメラの設置をさせていただいております。

こういう好事例も東大和市の中で生まれましたので、ぜひ多くの自治会にお知らせいただきまして、共に地域課題の解決ができるようにお取組をいただきたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 5分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） では3番目の質問、再質問させていただきます。RPAの導入を含めたデジタル化の推進の取組について伺います。

東大和市では、この市民部市民課、窓口の業務委託に当たって、この担当部署の業務改善のために、窓口業務委託に当たって、その業務の効率化を図るために、これまで人が行ってきた業務の一部をRPAに置き換えるということで、導入が進んだわけでございますけれども、ほかの市の自治体のこのRPAの導入へのアプローチというのは様々あるようでございまして、例えばICT担当の部署が、RPA導入に向く業務を全庁的に洗い出して、RPAを導入している場合、また全庁を挙げて、RPAとは何ぞやということを学習して、この各課が、じゃ我が課で、このRPAを導入するとしたらどの業務がいいのかということ、ボトムアップして洗い出しているというような自治体もあるようでございます。いずれにしても、一度導入して効果ははっきりした自治体については、急速な横展開が行われているという状況を、今回質問するに当たって改めて勉強もしました。

まず、このデジタル化というところで、AIというのも有名だと思うんですけど、AIとRPAの違いというのを教えていただければと思います。

○市民課長（梶川義夫君） RPAとAIの違いでございますが、こちらは学習機能の有無であるというふうに理解しております。

RPAはですね、人間が教えたルールに従いまして、これを忠実に動作するもので、ルーチンワークなどの定型業務、これを自動化することに適したITツールであるというふうに捉えております。

これに対してAIは、人間のように自立的に考えて、最適な判断を行うということのできる技術であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

ですので、行政の業務には、このRPAというのは、向いている仕組みなのかなと私自身は思っております。続きまして、この市民部市民課が、市民部がRPAをその委託業務の中で導入していくに当たってのこの手順を教えていただければと思います。

○市民課長（梶川義夫君） 今回の市民部は3課、それからその先には、前には納税課のほうで委託を行っておりますが、いろいろ取り組み方はあると思いますが、例えばですね、市民課ではRPAに適した業務、RPAに担わせられる業務をですね、市民課のほうで検討いたしまして、それを事業者のほうに伝えまして、こちらを実現可能性や、有益性、それから市民サービスの向上に資するかといった観点から検証していただきまして、RPAの業務というふうになった場合には、そこから業務フローの作成から開発までを行っていただいております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） この今言った一連の流れの中で、市職員が担う部分と委託業者が担う部分というのは、どのようになっているのかというのは、お聞かせいただけますでしょうか。

○市民課長（梶川義夫君） まずRPAはですね、基本的には大量のデータの処理に向いています。定型業務であれば、そちらのほうに向いておりますので、そうしたものを把握しているのは市の職員でございますので、まず市の職員のほうでそうした業務を洗い出して、何がRPAに向いているかというのを市の職員で決めたり、あるいは業者のほうに幾つか提案して、そこから業者のほうで、事業者のほうで、RPAに適しているというふうにですね、調整をしながら、協議しながら進めていく部分は、その場でお互いに話し合う立場にあります。

一旦、その業務のですね、RPAに担う業務が確定いたしましたら、そこから先は民間の事業者のほうでですね、技術的に業務フロー図から設計図等々ですね、プログラミングまで行う役割を担っているというふうにご認識しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 先ほど壇上でも申し述べたとおり、手作業で行う定型化された業務を今、職員がやっておりますので、その業務をよく分かってるのは職員で、その業務をこのRPAにしていくためのシナリオ化というんでしょうか、そういう部分については外部の委託業者のIT技術を使って行っているという理解でいいのかと思いますので、話を先に進めたいと思います。

続きまして、今回、10体が、RPAが導入されて稼働するということですが、具体的にはどのような業務をRPAが担うのでしょうか。

○市民課長（梶川義夫君） 今回、市民部で導入されております10体のRPAの業務内容でございますが、市民課ではですね、申請書の記載困難者の方に対する申請書の代理作成、それから印鑑証明書の発行業務、これに1体、入れています。こちらは導入済みでございます。

続きまして、課税課ではですね、主に当初課税時の国税連携における申告書等の電子データの取り込み処理等の業務及び当初課税後の各月のですね、移動を処理期間内において収受した申請書等の電子データを紙媒体に印刷する業務、こちらで5体。

課税課につきましては、導入済みは1体、これから導入する、稼働するものが4体でございます。

最後でございますが、納税課につきましては基幹系システムなど、複数のシステムへの同時自動更新業務や、

市税等の還付処理における還付情報の入力及び伝票出力業務、さらには口座振替依頼書のシステムへの登録業務等で4体。こちらにつきましては、導入済みが3体で、これから稼働するものが1体となっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。これから稼働するものがあるということでございますので、またこの10体の全体の効果というのは、これからかなというふうになると思います。RPAの導入効果というのは、定量的な効果とか定性的な効果ということで表現されておりますが、この辺の具体的な数字というのも、これから示されていくのかなと思いますけれども、今の段階では、この効率化、省力化が見込まれているところだというふうに理解をします。

続きまして、他の業務に東大和として、導入についての考えについては、具体的などのような業務に効果があるのかを検討するという御答弁をいただきましたけれども、この検討については、どこの部署がどのように進めるおつもりかを伺えればと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在、令和4年度から計画期間が始まります第五次東大和市情報化推進計画の策定準備を、これは情報管理課が事務局となって進めるところであります。

そこで、RPA導入については、個別計画として位置づけて取組を進められないか検討しているところであります。策定は、令和4年3月、策定を目指していることから、決定してはありませんが、進め方としてRPAを導入できる業務があるかどうかを調査しまして、RPAの活用が可能とされる業務につきまして改めて分析し、その主管課と連携して検討を進めると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） まだこの市民課、市民部での稼働も全部じゃないというところでございますけれども、東大和市として、この窓口業務を一括、民間委託する中でICT活用しているという市民部の取組は、全国でも珍しいということで、行革甲子園にもエントリーをされているというふうに思っております。この市民部におけるRPAの導入を先行したということの取組について、市としてはどのような評価をされておりますでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 当市、先行して市民部の窓口、それから業務の委託、先行して始めております。その中で今、答弁ありましたように、RPAの導入が進んでいるところでございます。

市民部のほうで初めて導入したところでございまして、結果として大量データの処理とかですね、時間の短縮とが図られておまして、それだけではなくて、職員自身の負荷というんですかね、作業が減っておりますので、精神的なものとか、身体的なもの、両方含めてですね、そういったメリットもあったんじゃないかなというふうに思っております。

市民サービスにつながるような代理申請とかね、申請書の代理作成なども加わっておりますので、今、現時点ではかなり効果があるんじゃないかなというふうには思っております。

全国的にこのICTの技術が進んでおりますので、他の自治体でも進んでおります。そういった流れに乗り遅れないように、うちのほうも、市のほうも、今後さらに取組を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに今現在は認識しております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、この市のデジタル人材の育成ということでございます。先ほど言ったように、東大和市は委託

をして、このシナリオというのを書いてもらって、当市の業務に対応できるRPAを導入してらるって形なんですけれども、今回いろいろ他市のことを勉強してみますと、このシナリオ化を自分たちの自治体でやっているとところもありまして、例えば愛知県の阿久比町というんでしょうか、2万8,000人の自治体でございますけれども、ここは固定資産税の登記異動情報入力にRPAを導入しているんですけれども、このシナリオ作成は既に職員が行っているということでございます。

平成30年度に、このRPAというのが話題になってから情報収集をして、無料で使えるようなソフトなんかを研究しながら、どうしたらこれを業務の効率化につなげられるかみたいなことを、既に職員がやれている自治体もあるということでは、非常に驚いたわけでございますけれども、先ほど言ったように、このIT人材が少ないという中で、次、うちの市が、これはRPAでやったらいいなと思う業務が出てきたとしても、必ずしも委託業者が受けてくれるとは限らないのではないかという危惧がございまして、ですのをできる人材を東大和市として採用する、もしくは育成する、こういうお考えについて市としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） デジタル化を推進するための職員のスキルということで、答弁をさせていただきます。

市役所内部での人材育成、大変重要だと思っております。今、先ほどの答弁を踏まえまして、多様なICTの技術がございまして、その中で他市でも実際にやってるということもありますので、費用対効果ですとか、他部署への汎用性、そういったものも考慮しながら研修等で対応が可能なのかと、また時間的なものもどのぐらいかかるのかというようなところを踏まえて検討していく必要があると、そのように認識をしております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） デジタル化ということですね、これから大きく行政の在り方も変わってくるのではないかなと思ってます。私はもう以前からですね、今回、デジタルということで、それを徹底的に使いこなすということ。それから、行政の中でね、いかにそれを、こううまく使いこなすかということ、そのためにはやっぱり職員の育成というのは絶対に必要なんだなというふうに思ってます。それが今の時点では難しいというふうに思いますので、職員の育成も含めてですね、専門的な知識を持った人をどう使えるかということで、今職員のほうでもですね、一生懸命、そういう意味でですね、従来の委託と違った形になるかなと思いますけども、そういうふうなものをしっかりやっていく必要があるかなと思いますし、それから今、先ほどシナリオというふうなことをおっしゃいましたけど、そのとおりシナリオを職員がしてくれるというのがベストだというふうに思ってます。

それから、さらに突っ込んでいきますとね、ノーコードということで、ソフトウェアをプログラミングの知識がなくてもつくれるという、そういう時代がもうここに来てるといって、いろんな民間の会社ではね、そこで働いている、一線で働いている職員が自分の知識を使って、事務の効率化ということで、実際にソフトウェアをつくらせている会社がたくさんあります。やはりそういうふうなものがどんどんこれから必要になってくるんだろうし、そういう意味でね、ぜひこの機会にですね、職員の研修も含めてですね、東大和がですね、デジタルを活用する上ではね、日本一というかね、そういうレベルになればいいかなと。そういうふうなことによって、職員の仕事が楽になるという言い方はおかしいですけど、同じ業務量ならば少人数で楽にできるし、それからよく言ってるんですけども、このワーク・ライフ・バランス、ワークとライフというかね、特にそっちの休むというほう、そちらのほうももっともっとよくなっていくのではないかなというふうに

思っています。これからは、そういった意味ではね、生産人口が減っていくということを考えると、そういうふうなものをフルに活用していかないと間に合わなくなるかなって思っています。そういった意味で、これからもしっかりやっていきたいなと思っていますので。

以上です。

○18番（東口正美君） 市長、ありがとうございます。

RPAはデジタルレイバーとして、不眠不休で疲れることなく、正確に大量な業務を短時間で行うということから優秀な労働者と言われていて、一方で、これに人間の仕事が奪われるんじゃないかという懸念を持つ人もいるというふうに聞いておりますが、今の市長の御答弁で、東大和市においては、そういう懸念はないのかなというふうに理解をしていますので、次、どこの課がこれを取り組むのかというのを楽しみにしていきたいなと思っておりますし、あともう一つ、先日、新聞に、国もこの小規模な自治体が、AIやRPAを導入することに対しては、これもさきの自治会のと一緒で、他市と共同で調達する場合には特別交付税の負担が上がるというふうにも書いてありましたので、この辺も御研究いただければと思います。

ありがとうございます。

それでは、②番の市民のデジタル人材の育成とその後の就労についてという項に移らせていただきます。

この市民のデジタル人材の育成ということでは、塩尻市が大変成果を上げておりますけれども、この塩尻市の取組について、もしお調べでございましたらお聞かせください。

○市民部長（田村美砂君） 今、御紹介ありました長野県の塩尻市でございますけれども、こちらが2010年から市と市の振興公社が、テレワークによる、ひとり親向けの就労支援の「KADO」というものに、取り組んでいるというものでございます。こちらの事業名の「KADO」というのは、家で働くということで、家と働くという字を使って「家働」ということのようにございます。

こちらですね、子育て中の女性ですとか、介護者、障害者などが、時間的に制約のある人に、このデジタルの知識、スキルをですね、身につけていただくために設置したものと、そのように認識しております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

塩尻市では、2010年からこれに取り組んでいるということで、パソコンのスイッチも分からなかったようなところから、デジタル人材を育成していて、その「KADO」というところが、仕事を受皿にしまして、様々な事業を受けているそうでございます。

事業開始当初は、年間200万円程度だった受注が、2020年度には2億円に拡大しているということで、子育て世代の女性が大変働きやすい環境が既に整っているということでございます。また、GIGAスクールなどの学校でのお手伝いなんかも、この「KADO」から育ったデジタル人材の女性が活躍をしているという、大変に10年も先からこんなことされてるところがあるんだなと思って、びっくりをしたわけでございます。

このリモートワーク等が進む中で、今このデジタル人材を女性の働き手で何とか担えないのかというのを、公明党としても取り組んでいるところでございまして、こういう事例等を言いますと、大変多くの方からお問合せをいただきます。

例えば今、保育士さんとして働いてたりとか、介護職で働いてたりする女性が、やはり自分のお子さんが小さい間は、在宅で働きたいという希望を持ってらっしゃいます。ですので、いずれまた現場復帰するようなことがあるかもしれませんが、自宅で在宅ワークができるというような環境を整えていくための市民への

デジタル人材育成の取組というのを、塩尻市のようにといくかどうか分からないんですけども、東大和市でも取り組めないか、この辺のお考えについて伺えればと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 子育てや介護など、ライフイベントを抱えている人にとりまして、IT、デジタル技術の習得は、DX化——デジタル・トランスフォーメーション化を進める社会にとって、必要な人材の育成と思われれます。

現在のところ市民を対象としましたデジタル人材の育成のための事業は行っておりませんが、今後、国や東京都、他市の動向を情報収集し、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） また、この女性の就労という意味では、このコロナ禍で、大変、ひとり親世帯、特にひとり親世帯、女性が多いわけですが、——の様々な困難な事例もいろんなところで見聞きしているわけですが、この非正規雇用の女性たちを支援するために、生活費を受給しながら無料で職業訓練が受けられる求職者支援制度が、このデジタル分野でも使えるというふうに聞いておりますけれども、このようなことのインフォメーション、お知らせというんでしょうか、そういうものをもう少し市として積極的に行うことは出来ますでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） この求職者支援制度につきましては、ハローワークが実施しておりまして、市の女性相談窓口におきまして、デジタル関連の就職に関する御相談があったときには、ハローワークを御紹介しているものでございます。

引き続きですね、この相談窓口等で分かりやすい説明ができるよう、広報等についても、ハローワークとも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

また、政府は今年6月に女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の中で、女性のデジタル人材の育成を支援する方針を発表いたしました。この中で、地域女性活躍推進交付金による女性のデジタル技能の学び直しや、再就職、転職への支援を盛り込んだとされておりますけれども、このような交付金につきまして、市ではどのような取扱いになってますでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 地域女性活躍推進交付金のメニューとして、デジタルを活用して仕事をする人材へのステップアップとする取組などが、メニューとして挙げられておりますが、現在、交付金を活用した事業の実施には取り組めていないところでございます。こういった関係部署にですね、こういった推進交付金の活用の情報提供をしながら、今後活用をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ぜひこの交付金の活用をして、東大和市で1人でも2人でも、この女性の就労の道を開けるような取組をしていただきたいなというふうに切に思っております。私自身も、決してICTに詳しくはなかったり、デジタル化されている人間ではありませんけれども、明らかここから、この流れは加速していくと思いますので、市の中のRPAの導入や、デジタル人材の育成と併せて、市民の皆様が、このコロナという一つの時代の分岐点みたいところで、新たな技術を身につけることによって、あのときがあったからステップアップできたということを、市民の皆様にもぜひ、利益を還元していただきたいなと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

それで、最後に東京街道団地のプロジェクトについて伺いたいと思います。

事業者が決定したというところで、まだ詳細なことは分からないと思うので、発表されてることだけでもいいんですけども、今までも生活支援ゾーンには、医療も介護も、お買物も便利なものが出来ますよって、皆さんに言ってたんですけど、きょとんとされてたんですが、この東京都のホームページに、事業者決定とともに、何ていうんですか、でき上がり完成のイラストが載ったら、皆さん非常に喜んでおられて、具体的に今分かる範囲でどのような事業がこの地域で行われるのか教えてください。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 東京都が公表しました、東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト事業予定者選定結果によりますと、北敷地にはコンビニエンスストア、100円ショップ、ドラッグストア、調剤薬局、診療所、訪問介護施設、フィットネススタジオ、カフェ、交流施設などを整備し、南敷地にはスーパーマーケットをそれぞれ整備する内容となっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。非常に楽しみにしております。

そういう中で、今、事業者が決まったというところでございますけれども、今後この東京都の取組ではあるんですけども、市はどのような関わりがあるというふうに考えられるのか、お聞かせいただければと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 今後の市の取組につきまして、事業予定者の事業内容によるものではございますが、事業の進捗状況を捉えましてですね、法令に従って適時適切に協議等を行っていくことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 特に、ここには訪問医療が入ってくると思います。ですので、この地域が、地域包括ケアシステムという、このなかなか分かりづらい仕組みを、一生懸命、東大和市としても多職種連携をしながら進めてきたわけでございますけれども、東京都のトップを切って、この地域包括ケアシステムのトップランナーになれるような取組を、東京都とともに協力しながら進めていただければと思います。何とぞよろしくお願いたします。

以上で、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございます。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、保育施策について。

- ①市の目指す保育のあり方と公立保育園の役割について。
 - ②保育の質を維持・向上させるための取り組みについて。
 - ア、保育を受ける権利について。
 - イ、保育の質と保育士の関係について。
 - ③市立狭山保育園の段階的廃園について。
 - ④今後の課題について。
 - 2、学童保育・ランドセル来館について。
 - ①設備や指導員の処遇改善など、保育の質を維持・向上させるための取り組みについて。
 - ②「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市の行動計画について。
 - ③今後の課題について。
 - 3、特別支援教室について。
 - ①現状について。
 - ②東京都のガイドライン改訂の影響について。
 - ③今後の課題について。
 - 4、ジェンダー平等について。
 - ①すべての人の人権と尊厳を守るための取り組みについて。
 - ア、男女の賃金格差について。
 - イ、生理の貧困について。
 - ウ、性教育と性暴力について。
 - エ、パートナーシップ条例について。
 - ②今後の課題について。
- 壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市の目指す保育の在り方と公立保育園の役割についてであります。待機児童解消及び保育の質の維持・向上並びに幼児教育・保育の充実を図るため、市及び市内全ての保育施設が連携・協力し、子供たちに対し、質の高い適切な保育サービスを継続的に提供できる取組を進めてまいりたいと考えております。また、この取組の推進におきましては、公立・私立の意義・役割の差はないものと考えております。

次に、保育を受ける権利についてであります。児童福祉法第1条におきましては、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供について福祉が等しく保障される権利を有することが定められ、同法第24条におきましては、市町村における保育の実施義務が定められておりますが、保育を受ける権利という文言の明記はないものと認識しております。

次に、保育の質と保育士関係についてであります。質の高い保育を提供するためには、保育現場における保育士の安定的な確保や、業務の改善等に加え、保育士一人一人の専門職としての知識及び技術、倫理観等の資質の向上が必要であると考えております。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園についてであります。今後、少子高齢化や人口減少の中で、持続可能

な市政運営を安定的に行うためには、限られた行財政資源を効率的・効果的に注力すべき行政課題に投入していくことが必要であります。そのため、建築後48年が経過し、老朽化が進んでいる市立狭山保育園を維持・更新して、将来にわたって運営していくことは、厳しい市財政の状況を踏まえやすと困難であると考えておりますことから、段階的廃園を進めているところであります。

次に、今後の課題についてであります。人口減少と少子化のさらなる進行による保育ニーズの地域差及び保育施設の供給過多への対応、並びに女性の就業率の上昇及び子育て世帯の孤立を防ぐ、子育て支援等への対応などが課題であると考えております。

次に、学童保育・ランドセル来館におけます保育の質の維持・向上のための取組についてであります。学童保育所につきましては、運営委託後の施設の設備や、環境整備などに関しまして、市の職員が定期的な巡回による状況確認を行い、適切な維持・管理に努めるとともに、運営に関しましては定期的な巡回による状況確認を行い、改善事項等がある場合については受託事業者との定例会議の中で、適宜指導や助言を行い、学童保育の質の維持・向上に努めております。また、ランドセル来館につきましては、児童館職員を東京都が実施する専門研修へ積極的に参加させ、知識及び技術の向上を図り、児童の育成支援の質の維持・向上に努めております。

次に、新・放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画についてであります。市では国の新・放課後子ども総合プランに基づき、東大和市子ども・子育て未来プランにおきまして、学童保育の利用量の見込みと確保策を定めております。この計画におきましては、待機児童の解消と学童保育環境の改善を図り、放課後子ども教室との一体的な実施に向け、教育委員会と協議・連携を図り、学校施設の活用による学校内学童保育所の設置拡大を推進することを目指しております。

次に、今後の課題についてであります。社会状況の変化に伴う保護者の働き方の多様化や、女性の就業率上昇等を踏まえました地域ごとのニーズの適切な把握及び対応が課題であると考えております。

次に、特別支援教室の現状についてであります。これまで通級指導学級で行っていた指導を在籍校で受けられる特別支援教室について、小学校は平成28年4月、中学校は平成31年4月より導入しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東京都のガイドライン改訂の影響についてであります。特別支援教育の導入ガイドラインが、運営ガイドラインへと改訂されたことにより、特別支援教室が運営面においてさらに充実していくものと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の課題についてであります。特別支援教室に係る指導体制の充実に向けた取組と、学校全体の特別支援教育のより一層の推進が課題であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会からお願いをします。

次に、男女の賃金格差についてであります。厚生労働省が実施した令和2年賃金構造基本統計調査によりますと、一般労働者の男女間賃金格差は、男性の賃金を100とした場合、女性の賃金は74.3となっており、少しずつ改善されているものの格差のある状況となっております。市内における男女の賃金格差の状況につきましては把握しておりませんが、男女の賃金格差が働く場における男女共同参画を推進する上での課題の一つであるものと認識しております。

次に、生理の貧困についてであります。現在、市では社会福祉協議会による生理用品の無償配布事業におきまして、連携を図りながら、生理の貧困の状況にあると考えられる方々に対する支援を行っております。引

き続き社会福祉協議会との情報共有及び連携を図りながら、生活困難を抱える女性の方々への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、性教育と性暴力についてであります。各学校において学習指導要領に示された内容を確実に指導するとともに、児童・生徒の発達段階や実態に即した指導を実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、パートナーシップ条例についてであります。この条例につきましては同性のカップルを結婚に相当する関係と認めるための法規であり、多様な性の在り方に対する理解促進や支援策の一つとして重要な取組であると認識しております。市といたしましては、国や東京都の動向及び先進的に取り組んでいる自治体の事例、性的少数者を取り巻く状況につきまして、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。市では基本計画及び男女共同参画推進計画等に基づき、人権尊重や男女共同参画の推進に努めているところであります。今後につきましては、ジェンダー平等など、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる世代の市民の皆様にもさらなる理解を深めていただくことが課題であると認識しております。学校教育における課題につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、特別支援教室の現状についてであります。これまでの通級指導学級におきましては、対象児童・生徒が在籍校を離れて指導を受けることとなっております。一方、新たな特別支援教室については、教員が学校を巡回することで、通級指導学級で行ってきた特別な指導を在籍校で受けられるようになっております。このことにより他校への移動の時間や、移動時の安全確保などの面で、児童・生徒や保護者の送迎の負担を軽減するとともに、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図っていくことができておりました。

次に、東京都のガイドラインの改訂の影響についてであります。特別支援教室の目的は、発達障害等のある児童・生徒が、学習上または生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることです。その目的の達成に向け、本ガイドラインの活用を通して、特別支援教室の運営のさらなる充実がなされるものと認識しております。

次に、今後の課題についてであります。特別支援教室の目的の達成に向けて、特別支援教室の原則の指導期間や、退室の目安などを念頭に置いた指導体制の充実を図っていくことが必要であると認識しております。

次に、ジェンダー平等についてであります。性教育と性暴力につきましては、体育・保健体育の授業等において、性に係る正しい理解や、性に関わる被害防止に向けた啓発などを図っております。また各学校において、助産師や産婦人科医師等の外部講師による授業を実施するなど、命の大切さや異性を尊重する態度等についての意識を育む取組を行っております。

次に、今後の課題についてであります。性教育と性暴力につきましては、児童・生徒が性に係る正しい知識を身につけ、適切な行動を選択できるように、育てていくことが必要であると認識しております。今後も児童・生徒が、性に関する諸課題について適切に判断し、行動できる能力や態度を身につけられるよう、保護者の理解も得ながら、きめ細かな取組を進めてまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問を行います。

まず1番の保育施策のところからですけれども、公立保育園の意義や役割について、これまでも繰り返し質問をしてきましたけれども、市は公立と私立の意義・役割の差はないと、そのように一貫して答弁をしています。しかし、児童福祉法では、市町村には保育実施責任があると明記がされており、市町村が直接運営を行う公立保育園と、市の委託を受けて運営を行う民間保育園では、意義も役割も違うのは明白であると考えます。

前議会での一般質問でも、厚生文教委員会での質疑でも、市は公立保育園の全廃を決めるに当たり、公立保育園の意義や役割についてはほとんど議論がされておらず、また市民の意見も聞いておらず、老朽化した園舎の建て替えが困難だとして、初めから廃園ありきで進めてきたことが明らかになりました。本来であれば、一番重要であるはずの子供たちの最善の利益を保障するために、市がどういう保育を目指し、実現していくのかという議論をまずすべきだと考えます。

前議会では、民間の事業者が公立に比べて財政的な基盤が弱いということも明らかになったと思います。市がこれまで公立保育園の果たしてきた役割、そしてこれから果たすべき役割や責任について直視せず、保育の責任を財政基盤の弱い民間事業者に担わせるのかということが問われている問題だと思いますので、今議会でも質問いたします。

まず、これまでの市の答弁を整理すると、市は公立保育園を全廃して、今後、保育の実施は全て民間にお任せして、市は各園との情報共有の場を提供していくと、そういうことだというふうに捉えてるんですけれども、その中でどのように市の目指す保育の在り方、保育理念を実現していくのか、具体的な手法を教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまでも市と私立認可保育園とは良好な連携・協力関係のもとで、待機児童対策をはじめとした様々な子育て支援施策を展開しております。

引き続き、日本一子育てしやすいまちに向け、子ども・子育て憲章や、子ども・子育て未来プランの理念に沿い、子供たちの豊かな心と幸せを育み、健やかな成長を見守り育む保育行政を進めてまいりたいと考えております。

また、私立保育園園長会との情報共有等を行い、市内の認可保育園の全てにおいて、子供たちに対し質の高い適切な保育サービスを提供できるよう連携及び調整を図り、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 根底にある理念が、いろいろな保育所の指針ですとか、子ども憲章ということもありましたけれども、児童の権利に関する条約なども、そういうものがあるのは当然なんですけれども、それはどのように具体化していくのかというのを、具体的に示せるのが私は公立保育園だというふうに思います。

民間保育園は、それぞれ独自の保育理念を持っていますし、それが民間のよさでもありますし、そうした根底にある理念があって、そこで市がどういう保育をやっていくのかという、そういうことを公立保育園で実現していくという意義があるのではないかというふうに思います。

それをどのように保育施策に展開していくのかということが重要だと思うんですけれども、その点についてお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市内の認可保育園におきましては、公共的団体である社会福祉法人により、長年にわたり児童福祉施設として、理念と使命感を持って、幼児教育・保育を担っていただいております。そのため、それぞれの保育園におけます保育の理念は、それぞれの法人の理念に沿っているものと認識しておりますが、保育現場におけます共通の基盤としての保育所保育の理念は、国の保育所保育指針であり、子供の人權・人格を尊重した、より質の高い保育を提供していくことであると考えております。

市としましては、引き続き市内の認可保育園の全てにおいて、子供たちに対し、質の高い適切な保育サービスが提供されるよう、私立保育園長会との連携及び調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今私が言ったことと部長の御答弁は、私は同じようなことだと思うんですけども、それぞれ民間の事業者には特色のあるその保育理念を独自に持っていて、それを生かしていただくというのはもちろんいいことであって、私は子供の権利条例についても、以前、別のところで求めたわけですけども、やっぱりこういうものというのはつくっただけでは駄目で、いかに施策に生かしていくか、いかに施策の中で具体化していくかということなんですけれども、それを情報共有ということだけで、どうやってそれを実現していくのかというのは、大変私は疑問に思っています。

その保育を受ける権利というところですけども、市長答弁では児童の権利に関する条約、子供の権利条約ですけども、この精神にのっとり、全ての子供が福祉をひとしく保障される権利を有するというような御答弁でした。保育を受ける権利というのは、これも、これまでもやっていますけれども、保育を必要とするお子さんを、ただ預かる場所を確保するというだけでは無いと思うんですが、改めて市の御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほどの答弁と重複するところはございますが、国の保育所保育指針が、やはり保育現場におけます共通の基盤となるものでございまして、それを理念として、全ての保育園が子供の人権・人格を尊重し、より質の高い保育を提供していくものであると考えております。

これらを踏まえまして、当市の実情に合った保育の質の確保、向上に向けた取組を、それぞれの保育現場での共通の理解のもと、進めていただければ、市内の幼児教育・保育の関係機関、関係者とともに情報共有や意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今御答弁にもあったように、一人一人の人権ですとか、そういう権利が大切にされるということで、乳幼児にあっても、1人の個人として尊重されるということ、尊厳があるかけがえのない存在としてふさわしい保育を受けることが保障される、そういうことだと思うんですけども、そういうふうにして市のほうでも御認識をされてるというふうな受け取っていますけれども、そのために必要な、やはり具体的な、どうやって具体的にそれを実現していくのかということが重要だと思いますので、そのために必要な保育環境とはどのようなものなのか、市の御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 議員がおっしゃっているお言葉とも重なるところもございますが、児童福祉法の理念、それから国の保育所保育指針に基づき、子供の最善の利益を考慮した質の高い保育サービスが提供可能となる保育環境を整備していくことが、行政の役割であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そのとおりなんですけれども、具体的には施設が、保育士を安定して雇用できるように労働条件を整えることですか、子供たちが快適に安心・安全というのは前提で、さらに快適に過ごせる施設整備も重要だというふうに思います。しかし、国の保育制度を見れば、国の基準、公定価格というのはもともと、70年ぐらいですか、変わってなくて、さらに低いところを、さらに待機児童対策を理由に規制緩和が続けられてきていますので、今施設の基準も、保育士の処遇も、日本の最低基準は文字どおり最低基準、最低な基準というふうに言われるものとなっています。施設でいえば、国の基準である認可保育園ですけども、こちら園庭や調理室、給食の基準、現在どうなっているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 園庭につきましては、満2歳以上の幼児1人につき3.3平米以上の広さが求められております。

調理室につきましてはですね、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁、または建築基準法施行令、第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が、当該、床もしくは壁を貫通する部分、またはこれに接する部分に防火上有効にダンパーが取付けられていることが定められております。

給食につきましては、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならないと定められております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 詳しくありがとうございます。しかしながら、園庭については条件付で、近くに公園などがあれば造らなくてもいいというふうになってますし、給食についても、ある一定の条件を満たせば外部搬入もオーケーというふうになっているのが、今の認可保育園の現実だというふうに思います。

当市では、他市の例なんか出すと、公園がない保育園がいっぱい出来て、近所の公園が保育園同士で取り合いになってしまったり、地域の子が使えないといった事例もありますし、車が近くを通るような道路で、乳幼児がプールを出してせざるを得ないみたいな、それが国の認可保育園の基準なんですけれども、ただ公立ではやはり財政の裏づけがありますので、そういった例というのは本当に少ないというふうになってます。私は国の保育基準が低過ぎるために、公立保育園がそうした基準、上乘せというか、それが当たり前だと思います。それが最低限の基準だと思いますけれども、上乘せをすることで質の維持・向上を図ってきたというふうに思います。本当に大変重い責任があると思うんですけれども、こうした責任を財政基盤の弱い民間事業者に背負わせていいのかということが問われてると思うんですが、その点の御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 当市におけます認可保育園の運営につきましては、公共的団体である社会福祉法人が担っており、社会福祉法の理念等に沿った健全な財政基盤のもとで運営をいただいているものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん健全にね、それぞれの施設で財政運営されてると思うんですけれども、ただ仕組みとして前議会でも取り上げましたけれども、多くの民間保育園で国の配置基準に基づく保育士の人数では安全・安心な保育ができないために、園独自で保育士を雇っているということを指摘をしました。当市の場合、各民間保育園において、国の配置基準を上回って、何人の保育士が実際には雇用されているのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 具体的な人数については把握してはおりません。1歳児においてですね、国の基準を上回る保育士数の配置を求めているところでおります。また、11時間開所における保育の早番、遅番等の対応について、複数のパート保育士を雇用しているということは認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 全国の保育園を調べた実態調査では、96人規模の保育園で、平均ですけれども、国基準の1.9倍の保育士が配置されているという、そういう調査もあります。つまり、運営費委託料というのは、配置基準の保育士の分しか来ないと思いますので、それを1.9倍の保育士で、結局分け合っているというのが現実だというふうに思うんですが……。今、ごめんなさい、自分で言っちゃったので、ちょっと次、行きますけれども、この国の配置基準を上回って配置されている保育士の賃金というのは、当市の場合は市のほうでカ

バーなどしているのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 公定価格においてもですね、一定程度の加算等はございます。そのほかにですね、国の公定価格とは別にですね、市オリジナルとして保育士の配置に対して、一定の補助を実施することにより、安全・安心な保育に取り組んでいると、このように考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 一定の補助ということは、私も知っているんですけども、ただ完全には保育士の人数としては、1人分としては補助がされてないわけで、民間の保育施設で保育士の賃金が他の職種と比べて8万円から10万円低いと言われてるのは、それが要因であるというふうに考えています。それでも、民間の保育園でどこでも、子供たちの安心・安全のために、自分たちの賃金が少なくても頑張っている。それが、そういう運営を強いられると私は思うんですけども、そういうところでですね、これから市の保育は全てお任せするというのでいいのかということだというふうに思います。

次のところに移りますけれども、保育士の勤続年数と保育の質、大変関係が深いと思いますが、この点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（岩崎かおり君） 保育の質に関しましては、実際の保育の経験や能力という人材の観点のほか、保育指針に沿った保育園における幼児教育の内容の理解や専門性の向上のための取組などが必要であり、勤続年数をもって質が高いとは言えないものと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時14分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん長く勤めているから自動的に専門性が高まるということではないと思うんですが、子供の成長を通じた保護者との関わりや保育士同士の実践の交流などは、同じ施設で、少なくとも数年にわたって培われていくものだというふうに思いますし、これが保育士の専門性を高めるのではないかと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（岩崎かおり君） 保育の質の確保・向上に向けた取組におきましては、保育園の運営主体を含めた組織全体で取組を進めていくものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） まさしく組織全体で取り組むというのは、本当にそのとおりだと思っていて、労働環境との関係でいっても、保育士にとって働きやすく、長く勤められる施設であるということは、質の高い保育を安定的、継続的に維持することにもつながるのではと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（岩崎かおり君） 安定した保育施設の運営管理体制や、職員の処遇、環境整備等は、保育の質の確保、向上に資するものであると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 逆に言えば、保育士の方が長く勤められなくて、保育士の入れ替わりが激しいような施設、離職者が多いような施設では、保育士の労働環境が整っていないということが考えられますが、そうし

た施設でも——そういう整ってないということ考えられますので、市には保育士の継続年数についても把握をして、適切な支援を行う必要があると考えるんですが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 市といたしましてはですね、まだ私立保育園長会と連携しながらですね、引き続き保育の質の確保・向上への取組を保育園運営主体を含めた組織全体で進めていけるよう調整してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 具体的に市内の保育施設で働く保育士さんの勤続年数などきちんと把握して、仮に入れ替わりが激しいような場合は、施設に対して適切な支援を、ぜひ行っていただきたいと思うんですが、そういう考えはないということなんですかね。そのように受け取ったんですが、もう一度、御答弁をお願いいたします。

○保育課長（関田孝志君） 先ほどと答弁繰り返になりますが、私立保育園長会と連携しながら、引き続き保育の質の確保・向上への取組を、保育園の運営主体を含めた組織全体で進めていけるよう調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん情報交換ですとか、そういうことは大事なんですけれども、やはり具体的な取組がないと、形となって効果を出すということが難しいと思いますので、こちらについてはぜひお願いしたいと思います。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園についてですけれども、この件について保護者の保護者説明会の記録についての資料をいただいたんですが、ちょっとこの資料について、保護者の皆さんに配付したものは黒塗りになっていなかったと聞いているんですが、これなぜ議会では、黒塗りになって、議会に示すものについては、こう塗られているのか、お伺いしたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 黒塗りの部分につきましては、訪問した他市からですね、公にしてほしくないというような回答があったためですね、情報公開条例の規定により非公開とさせていただいたものでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 他市からの、こちらの当市の都合ではないということで理解をいたしました。

保護者からの切実なこの記録、読みましたけれども、保護者からの切実な意見や御要望が、本当に私は切実だなと思って読んでいたんですが、こうした意見や御要望について、市としてどのように対応していくのか具体的に伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 懇談会を通じまして、保護者の皆様からの御意見を伺いながら、引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。児童が少なくなった場合におきましては、異年齢の保育の実施、それからほかの保育施設や、地域との交流によりまして、集団生活を体験できるよう、工夫することが必要であると考えておりました、具体的な方法については検討しているところであります。

なお、近隣の保育所等にはですね、協力の依頼をさせていただき、了承をいただいているところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 他市の保育園も訪問したということですが、どのような目的で行ったのか伺い

ます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 廃園決定後の保育状況や、子供たちが少なかった場合に、その園での対応につきまして、参考することを目的としまして、他市の事例を収集しているところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） その辺の一連のやり取りは、保護者の方との説明会の記録でも読んだんですけども、やっぱりそれ今、市のほうで考えてらっしゃる、そうした影響を与えないようにするための方策というんですかね、そういうものが、やはり保護者の皆さんの不安をなくすには至ってないというふうに考えます。

異年齢保育ということですけども、最後の年には1学年になってしまうわけですし、私はやっぱりこの段階的廃園というやり方は、非常に子供に与える大きいというふうに思います。

それから廃園後の保育士について、9月の厚生文教委員会の御答弁では、保育士の専門性を生かした業務として、保育の直接実施のみならず保護者への相談支援、それから児童虐待防止に向けて、子ども家庭支援センターなどでの業務、ほかの児童福祉に関する業務などに従事をしていただくというようなことでしたけれども、保育園という現場をなくしてしまって、保育の実践を積んでいけない中、どのように保育士が専門性を積んでいくのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現場で培った保育士の有資格者としての知識や経験を、市内保育施設等への検査業務や、子ども家庭支援をはじめとした、福祉全般に関わる相談支援業務に生かすとともに、今後必要とされる幼児教育・保育に関する新たな施策に向けた知識の習得や、相談支援の技術力向上等につきましては、研修などにより習得していくものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 研修で習得していくというのは、現場がないところで、研修でというのは、私は大変、それでいいのかなというふうに思うんですけども、今後も、狭山保育園をなくした後も、この相談業務のために保育士を補充していくのかどうか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 福祉に関わる相談支援業務に携わる場合、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、幼稚園教諭、社会福祉主事などの資格を持っていることが望ましいと考えられますことから、市職員の人事配置の中で、必要に応じて、それらの有資格者の配置や研修受講等を行っていくものと考えられます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今のお話だと恐らくそういうもので、学童の指導員とかも、保育士さんとかって、そういうのがあったと、資格としてはあったと思いますので、そうすると外部からそういう資格を持った方を募集するのかなというふうに思うんですけども、そうすると結局、当市から公立保育園が全廃されてしまうことで、当市の保育の専門性は失われるということになると私は考えるんですが、その点について伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 保育士は、子供の保育や子育て支援に関する専門職として養成されており、資格取得後も専門職としての資質と専門性の向上が継続的に求められておりますことから、専門職団体によるキャリアアップのための研修、新たな施策に向けた知識の習得や、相談支援の技術力向上等に向けた研修の受講などにより、さらに専門性の向上が図られていくものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） もちろん研修は大事なんですけども、その現場での経験を積むことなく、研修だけで、私は専門性というのが、本当に高まっていくのかなというのは大変疑問に思います。

それで、次の今後の課題というところにも移るんですけども、保育のニーズということで、市長の御答弁もありましたけれども、そのニーズの中身が大事だと私は思います。保護者がどのような保育を望んでいるのか、それをきちんと把握して、ニーズに合った保育施設の整備や、子育て支援を行っていくことが大切だと思うんですけども、その点の御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 平成30年度に実施しました、東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査をもとに策定いたしました東大和市子ども・子育て未来プランに基づきまして、保育の提携を含む様々な子育て支援施策を実施しているところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保護者は、これも繰り返し申し上げますけれども、預けられればどこでもいいとは本来思っていないんです。本当に預けるところがどこにもなくて、追い詰められてくると、そういう気持ちにもなってくるというのは分かるんですけども、基本的には、やっぱりこういう施設、こういう理念があるところという、それぞれの保護者の思いがあると思いますので、やはり保護者の要望に沿った保育施設を充実させていくということが重要だと思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先ほども申し上げました、平成30年度に実施しました東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査では、保育園を選ぶ際にですね、特に重視する点を聞いております。

自宅に近いこと、職員の対応や園の印象がいいことに次いで、教育、保育の方針に共感ができることが挙がっておるところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ニーズ調査でそういうふう聞いたということは、私は重要だと思いますかということとで聞いたんですけども、重要だと思っちゃるというふうに受け止めました。

東京都が平成30年に行ったニーズ調査では、半数以上の保護者が公立保育園を望んでいます。市はしっかりと保護者のニーズに応えるべきだというふうに思います。

それから、市長の御答弁では、供給過多ということもおっしゃってたんですけども、子供の数が減って定員を満たさなくなれば、採算がとれなくなり、市内の民間事業者が撤退するという事も考えられると思うんですが、他市では実際にこういうことも起きているわけですけども、市としてどのように対応するのか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 私立保育園につきましては、保護者のニーズに応えまして、さらなる保育の質の確保・向上を図りまして、地域子ども・子育て支援事業等を展開、充実していただくことによりまして、地域共生社会の構築に向けた保育施策の展開が、十分に可能であると考えておるところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 撤退することのリスクについての御答弁をいただきたいんですけども、もう一度、お願いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほども答弁の中でお答えさせていただいておりますとおり、当市におきましては、公共的団体でございます社会福祉法に基づいた社会福祉法人が運営をしているのが認可保育園でございますので、そういった撤退ということは考えておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 実際には社会福祉法人であっても、撤退するという事例は全国的にありますので、そ

れはリスクとして、ぜひしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

法律で定められている保育実施責任は、直営の施設で果たすべきだということを、私は何度でも申し上げたいというふうに思います。民間活力の導入そのものを、悪いことだとは私は思っていないし、市民サービスの向上につながる場合もあると思うんですけれども、市の果たす責任を全て民間に背負わせるということとは違うというふうに思います。

保育は子供の命と発達に関わることであり、全ての子供が尊厳を持った人間として成長するために、ふさわしい環境を整備するというのは、私は本当に今の国の保育制度の保育の基準の中では、並大抵のことではないというふうに思います。本当に重い責任だというふうに、それが市にはあると思います。保育施設を全て公立にすべきとも思っていない。公立保育園を維持拡充し、市の保育水準の基準としての役割、そして地域全体の子育て支援の基盤となる役割、これをこれからも果たすことが、保育を受ける権利を保障するために、必要不可欠であるということを申し上げまして、この項を終わります。

次に、学童保育・ランドセル来館のほうに移ります。

学童保育所の設備や指導員の専門性について、こちらも保育の質とは深く関わりがあると思うんですけれども、この点についての御認識を改めて伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 学童保育所の設備の適切な維持管理や、指導員の専門性の確保につきましては、学童保育の質の確保・向上に向けた取組を進めていくに当たりまして、重要であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 有資格者の人数というのも大変重要だと思うんですけれども、民間委託前と民間委託後で有資格者の人数がどのように変わったのか、クラブごとに教えてください。

○**青少年課長（石川博隆君）** 平成31年度末の民間委託前とですね、令和2年度末の実績での比較で申し上げます。クラブごとに申し上げますね。

第一クラブで4人から4人、第二クラブで2人から2人、第三クラブで2人から3人、第四クラブで3人から1人、第五クラブで2人から3人、第六クラブが2人から4人、第七クラブで2人から3人、第八クラブで3人から2人、第九クラブで3人から2人、第十クラブで3人から3人ですね。最後、桜が丘クラブが3人から3人ということで、合計しますと29人から30人という形でなっております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 現在、有資格者が1人しかいないクラブがあったと思うんですが、市のほうから有資格者を増やすような指導等を行っているのかどうか伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 受託事業者との定期連絡会議等を通じまして、有資格者の配置を増やすように指導するとともに、放課後児童支援員の認定資格研修に、その職員を積極的に受講させるよう情報提供し、市を通じて東京都に申込みを行ったりしてございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** その有資格者の方の休暇というのも、その方、休んじゃうと資格者の方いなくなっちゃうということになってしまうので、休暇も保障するために、ぜひ市の責任で事業者に対して適切な支援を引き続きお願いいたします。国の法律では、この指導員の配置基準が緩和されていて、従うべき基準から参酌基準へと変わるという、この重大な改悪が行われたわけなんですけれども、保育の質に与える影響について市の御認

識を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 地方分権一括法による放課後児童クラブに関する従うべき基準の参酌化によりまして、人員配置基準の内容そのものの変更はございませんが、支援員を複数名から1名配置とすることが認められました。当市におきましては、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきましては、国の変更に伴う条例改正を行っておりませんことから、影響はなく、現在に至っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひこちらについては、しっかりそのまま複数名配置ということでやっていただきたいというふうに思います。

それから、指導員の継続性について、こちらも保育の質との関係で御認識を伺いたいと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 指導員が継続して、同じ学童クラブに勤務することによります利用児童との信頼関係の構築のほか、学校や地域との関係機関との連携などが円滑に行われ、学童保育の質が確保されるものと、こういうふうに認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。そのような御認識のもと、引き続きお願いいたします。

設備についてですけれども、子供たちが放課後の家庭として過ごすにふさわしい設備を整備することが必要であると、私、繰り返し言ってるんですけれども、現在の各クラブの状況を教えてください。

○青少年課長（石川博隆君） 当市におけます公設の学童保育所、11か所の設備の状況でございますが、まず学童保育所を単独館というふうな形で5か所、第四クラブ、第七・第八・第九、桜が丘クラブとなっております。児童館、市民センターとの併設が5か所、第一・第二・第五・第六・第十クラブでございます。

そして、小学校内に設置されているのが1か所、これ第三クラブという形になってございます。

第三クラブを除きまして、育成室内はフローリングと畳の部分に分けられまして、またトイレや手洗い場、簡易な給湯室等が備わっているところでございます。

第三クラブは、主に過ごします生活スペースは、全面タイルカーペット敷で座卓を置きまして、遊びや宿題、諸活動ができるようにしているところでございます。

なお、トイレや手洗い場につきましては、学校内の既存のものを利用しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 第三小学校内の第三クラブと、今度、新設される第四小学校内のクラブについては、今議会の初日の補正予算の質疑でも言いましたけれども、水道、学校施設を使うということで、水道水しか使えないということで、児童は基本的には使わないという御答弁だったんですけれども、やはり子供たちの生活の場である以上、やはり私は簡便であっても台所、必要ではないかというふうに思います。基本的には学校施設の中にあっても保健室は使えないわけですから、ちょっとしたけがをしたときなんかの処置にしても、やはり水しか出ないのは、生活の場としてはふさわしくないのではないかと思いますので、この点については改めて要望をしておきます。

それから、ランドセル来館について改めて必要性を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） ランドセル来館事業は、学童保育所運営事業を補完して、放課後の児童の安全・安心な居場所の提供という機能を有しているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ランドセル来館、無料ということもあって、保護者のニーズは高い事業かと思うんですけども、ただその預かり事業としての基準はありませんので、私はやはり基準が必要ではないかというふうに思うんですが、それから児童館のそもそもの目的と、ランドセル来館の目的、役割が違うと思うんですけども、そのあたり改めて教えてください。

○青少年課長（石川博隆君） ランドセル来館事業は、自宅に下校せずに、児童館に来館して利用できる事業で、当初は学童保育所を入所保留となった児童を対象としておりましたけれども、平成31年度から学童と、どちらかを利用しやすいほう、初めから選択できるようになってございます。

児童館はですね、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設ということになってございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 児童館は、そもそもの役割はやっぱり違うというふうには私は思いますし、子供を一定時間、預かり事業とするのであれば、やはり面積基準ですとか、専門性のある指導員と呼ぶのかどうか分からないんですけども、そういった専門の方の配置が必要なのではないかと思います、その点の御認識を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 国におきまして、児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示し、昨今の子供をめぐる福祉的な課題への対応ですとか、子育て支援に対する児童館の持つ機能について、児童館ガイドラインというものを定めております。

市におきましては、引き続きこのガイドラインに沿いまして、児童館事業の安定性と継続性の確保を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私もガイドライン確認したんですけども、預かり事業としてのガイドラインじゃないので、そこはもちろん児童館として、ガイドラインに沿ってやっていくということはそうなんですけれども、もともと児童館で、乳幼児とその保護者ですとか、中高生も対象になっている施設ですので、ランドセル来館、預かり事業、必要な事業だとは思いますが、やはり利用者もすごく増えてますし、直接、申込みできるようになったことで。だからこそ安全のための基準というのは、やはり必要だと思いますので、こちらについては、それから児童館職員の負担が増えるということも懸念されます。放課後子ども教室とか、ほかの事業もありますけれども、そうしたところとの関係も含めて、子供たちや保護者のニーズに沿った安心して過ごせる放課後の居場所について、引き続き量と質ともに拡充を求めます。

次に、②のところですけども、市の行動計画について進捗を伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 教育委員会との連携によりまして、令和3年4月から第三小学校内に学校内学童保育所、第三クラブですね、こちらを設置し、運営を開始いたしました。

順調に運営をしております、保護者の皆様からのアンケート結果などからも、よい評価をいただいております。また放課後子ども教室の再開に向けまして、現在準備を進めているところでございます。

また、学童保育所の環境改善と学童保育の入所保留児童への対応としまして、第四小学校内に新たに学童保育所を設置、これ増設という形になりますけれども、そちらについて現在教育委員会と調整を進めてるところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先ほど他の議員の質問の中でも、今後、長寿命化、建て替えの際には、基本的には学童保育所複合化を検討ということで御答弁ありましたけれども、いずれにしても子供たちの生活の場として、ふさわしい設備の条件として、学童保育所専用の施設にするということが、最低限私は必要ではないかと思うんですが御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国から昨年ですね、通知が出ておりまして、その通知によりますと、今般の新型コロナウイルス感染症感染防止の観点等から、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の積極的な活用を一層促進することと通知がされております。

市といたしましては、子供たちの生活の場としての機能の確保を図りつつ、小学校の協力を得て設置するものでありますことから、学校教育の場面におきましても、効果的な使用が可能となるよう、機能的連携を保った環境整備をしていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 繰り返しですけれども、生活の場であれば、専用のトイレや台所や、横になれる場所も必要だと思いますし、けんかをすることもあってしょうし、発達障害のお子さんなどにもいると思いますので、1人になって落ち着けるような場所も必要ではないかと思います。学校の教育活動との関係では、余裕教室、空き教室を使う場合、学童保育所との学校の――校舎の中なので切り分けが難しいというお話も聞きました。

子供が教室に忘れ物を取りにいったりとかですね、いろんなところに行ってしまうというようなお話も聞きました。余裕教室の活用ありきではなくて、もちろん学校のほうで学童の施設を使うということも想定されているということですので、それ自体は悪いことではないと思うんですけれども、余裕教室の活用ありきではなくて、子供たちが毎日帰りたいと思える学童保育所、そして保護者が通わせたいと思える学童保育所をつくっていくという、これを最重要の、一番大切なこととして、しっかり市の責任で整備していくことを強く要望いたします。

次に、今後の課題ですけれども、学童保育所の保育ニーズは今後どのように推移しているのか伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 市全体におけます人口減少や、少子高齢化の影響を踏まえる必要があるというふうに考えてございますが、今後のさらなる働き方の多様化ですとか、女性の就業率の上昇等を勘案いたしますと、地域によりましては、学童保育のニーズが増加するものと、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） やっぱ今後少子化になっても、保育需要は変わらないと、まだ増えるというのが、私もそうではないかなというふうに思うんですけれども、やはり家庭やお子さんの事情によって、本当にニーズって様々だというふうに思います。

放課後子ども教室のこともさっきちょっと触れましたけれども、子供や保護者の方もかなり要望が多い事業だというふうに思いますが、現在、学校間で開催日時に差がある状況となっております。これもいろんなところで繰り返し言ってるんですけれども、ボランティアさんだけに頼るのではなくて、やはり市が責任を持って人材を確保して、ほかの事業と一緒にあって、子供たちの安心・安全、そして楽しい放課後を支えるということをしつかりとやっていただきたいというふうに思います。

この項については以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時52分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） では、大きい項目3番の特別支援教室のところですけども、まず特別支援教室の対象となる障害にはどのようなものがあるか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 対象となる障害につきましては、自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 自閉症のお子さんであれば、特有の強いこだわりがあったり、情緒障害であれば人前で話すことができなかつたり、学習障害といっても、書くことに困難のある子、読むことに困難のある子、また多動であればじっとしているのが難しいなど、子供によって困り事はそれぞれ違っていて、また支援の仕方も全て違うので、教員の十分な配置というのは不可欠だというふうに思います。

特別支援教室は、当市では小学校で、平成28年4月から導入がされましたが、それ以前の情緒障害等通級指導学級と比較して、教員の配置基準がどのように変わったのか教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 教員の配置基準の変化についてであります。通級指導学級においては、設置校ごとの児童・生徒数10人につき教員1人、加えて1人の加配の配置でしたが、特別支援教室においては、市全体の児童・生徒数10人につき教員1人の配置となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） それ変わったことによって、そこで教員の削減があったわけです。その変わる前に、一般質問で、私、取り上げたんですけども、平成27年の12月議会で取り上げたんですが、そのとき市全体では、小学校では92人の利用児童がいて、これを学校ごとに、そのとき全校配置じゃなかったの、二小、六小、七小にあったんですけども、これを学校ごとに10人で割り戻すと、それぞれ二小、4学級、第六小、4学級、七小、2学級ということで、学級数プラス、教員が1名配置で13名だったわけです。

これが市全体で10人に1人という特別支援教室の配置数になってしまうと、10人になってしまうわけですけども、しばらくは経過措置で、この13人の教員ということで配置がされてたんですが、これも今はなくなっています。毎年、予算委員会の際に資料も頂いてるんですけども、これを見ても教員の人数が減っているということが分かります。

例えば令和3年3月1日の小学校の利用児童数の見込み、これ資料いただいているんですが、これ通級指導学級の配置基準を当てはめた場合、教員数はどのように変わるのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 令和3年3月1日の小学校の利用児童数の見込みにおきまして、通級指導学級の配置基準を当てはめた場合の教員数についてであります。第二小のグループ内の児童数は81人、それから第六小グループ内が72人、第七小グループ内が53人であり、教員数については第二小学校グループが10人、第六小学校グループが9人、第七小学校グループが7人の計26人でございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今グループで御答弁あったんですけども、そもそも通級のときは学校ごとですので、これで計算すると28人ということになると思うんですけども、実際には特別支援教室の配置基準で、教員の数は21人ということになっているかと思います。やはり特別な支援が必要なお子さん、教員の配置というのは十分にされるべきだと思うんですけども、例えば障害に応じて、今、週8時間まで指導を受けることが可能とされてると思うんですが、他市では教員の数が十分でないために、上限1時間とか2時間と定められているところもあるようなんですけども、当市の状況を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 当市におきましては、児童・生徒の障害に応じて、必要であれば週8時間まで指導を受けることは可能となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） これが通級の頃から、ただでさえ教員数、配置基準が減ったというところから、さらに今回の東京都のガイドラインの改訂によって、さらに減られるということになるわけですけども、この配置基準で発達障害のお子さんにとって十分な支援を行うことができると、市は考えているのかどうか、その御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 発達障害の児童・生徒への支援についてであります。発達障害の児童・生徒の支援については、校長のリーダーシップのもと、全校支援体制を確立し、巡回指導教員だけでなく、在籍学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育専門員、巡回指導心理士等が連携し、それぞれの役割を果たすことで、適切かつ充実した支援が可能であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） つまり、巡回指導教員が減っても問題ないというお考えなのかどうか、改めて御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 繰り返しとなりますが、発達障害のお子さんへの支援については、特別支援教室だけでなく、在籍学級における支援の充実を図るとともに、全ての教員が指導力、専門性の向上を図ることで、児童・生徒が在籍学級ですできるだけ多くの時間を過ごせる環境を整備していくことが大切であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） もちろん学校全体で取り組んでいくというのは重要な取組だと思うんですけども、やはり私は巡回指導の教員の数が減るといっては大変重大な問題だというふうに思います。

次に、東京都のガイドライン改訂の影響ですけども、これ今10人、市全体で10人に1人という基準が、12人に1人に引下げられるわけですけども、東京都は市町村の教育委員会に、学校ごとに担当教員の削減計画を立てて、それを提出するよう求めたということですけども、当市の状況を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 現時点におきましては、巡回指導教員の配置数についてでございますが、小学校においては21人から17人、中学校は7人から5人となる計画となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） すごい減り方だと私は思うんですが、利用している児童・生徒の人数は、この予算のとき頂いてる資料を見ても増え続けているというふうに思いますが、特別支援教室に変わった平成28年からの推移を、小学校、中学校それぞれで教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 平成28年からの小学校、中学校の利用している児童・生徒の推移でござい

ますが、平成28年は小学校が120人、中学校が45人、平成29年は小学校が144人、中学校が57人。平成30年は小学校が159人、中学校が45人、平成31年は小学校が194人、中学校が46人。令和2年が、小学校が214人、中学校が65人、令和3年が小学校が228人、中学校が65人でございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 当市で見ても倍近く増えてるというふうに思うんですが、東京都全体で見ても、小学生ですね、増えてるというふうに思います。東京都全体で見ても、発達障害への理解の広がりや、障害者への合理的配慮の義務化と発達障害者支援法の改正を踏まえた支援の進展などを背景に、特別支援教室で指導を受ける児童・生徒は、2016年度の1万1,545人から2020年度は2万6,323人、約2.3倍に増加をしているということです。年度途中で入ってくる子ども当然いますから、実際には1人の巡回指導員が10人に1人という基準ですけども、10人以上担当することもあるということです。お子さんによってそれぞれの困り事は違うので、支援の仕方も10人いれば、10通りある中、学校生活に困り事を抱えた子供たちが安心して楽しく学校生活を行うためには、教員を増やすことこそ必要なのではないかと考えますが、また再度御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 平成28年度より、指導の記録や教材作成、日程調整や子供の観察等を担当する特別支援教室専門員の人員配置や、子供の支援の方法について教員に専門的な立場から助言できるようにする、臨床発達心理士を学校に派遣するなどの支援の充実を図っております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） やっぱりそういう専門家の配置というのは大変重要だと思うんですけども、子供たちを担当する巡回指導教員というのは、絶対的に数が不足してるというふうに考えます。

ガイドラインでは、児童が支援教室に通える期間を、原則1年、最大2年というふうに新たに制限を加えているんですけども、その点について市の御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 学年進行や学校生活のサイクルが年度単位であることや、特別支援教室で指導してきた児童・生徒が1年間でどのように成長、変容しているか、指導の延長が必要かどうかなど、年度末に向けて確実に検討していくことが重要であります。また指導期間を延長する場合には、指導期間延長に至った経緯及び延長後の指導方針や指導計画について、十分に確認、検討する必要があるものと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 教員の方にお話を聞くと、この子、発達障害じゃないかなって疑いがあっても、なかなか保護者の方は、そういう同じ認識にならなかつたり、保護者の方に対する支援が同時に必要だというケースも大変多くて、特別支援教室につなげるまでに、2年も3年もかかるという、そういう場合もあるということを伺いました。そもそもこうした障害というのは直るものではなくて、年齢ごとに新たな困り事というか、新たな課題も生じてくるものだというふうに考えるので、その延長という考え方自体が、私は違うのではないかなと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 児童・生徒によりまして、発達のスピード、それから障害に対する困り感等については異なるものがございます。ですので、個々の課題に応じた支援が重要であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 必要に応じて2年というふうにしながらも、2年を超えても支援教室に通うことができるのか、その点を確認をさせてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 特別支援教室における指導は、通常の学級に在籍し、各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を、特別の場で受ける教育形態であると認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 原則1年という縛りができることによって、先ほどの御答弁でも、年度末に今後どうするかというような、そういう検討をしていくというようなことがあるんですけども、その巡回の指導教員数が減る中で、教員の方々の新たな負担となるのではないかとと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 特別支援教育専門員等の人員配置、それから専門的な立場から助言できるような臨床発達心理士の派遣などにより、教員の負担軽減が図られてるものと認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひ現場の保護者の方や、巡回指導の先生方から、私はしっかり声を聞いていただいて、市としても適切な支援をしていただきたいというふうに考えるんですけども、今後の課題についてのとこに移りますが、在籍学級でなるべく長い時間を過ごすことがというようなこともあったんですけども、その在籍学級に戻るということが、特別支援教室の目的ではないのではないかとと思うんですが、その点の御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 特別支援教室の目的についてであります。特別支援教育の目的は、共生社会の形成に向けて、一人一人の児童・生徒の障害による学習上、または生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒とともに、有意義な学校生活を送ることができるようになることであると認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** そのようなことが東京都のガイドラインにも書いてあるんですけども、やはり本人が特別支援教室に行かなくても大丈夫と判断した場合を除いて、私は在籍学級と特別支援教室というのは行き来しながら、時間が減ったり増えたりということもあると思うんですけども、基本的にはその子が安定して楽しく学校生活を送れるということが、一番大切なことではないかと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 特別支援教室への入退室、または指導の延長を判断するに当たりましては、保護者や児童・生徒本人の意向を十分に配慮する必要があると認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひ、本当に個人のその子や保護者の意向というのを丁寧に聞き取って、お願いいたします。

それから、やはり私は教員、十分な配置ではないというふうに思うんですけども、足立区では独自に加配を行っているようで、支援が必要な子供たちが、必要な指導を受けるためには、私は市が独自で教員を配置することも必要ではないかというふうに思います。特別支援教室は、子供、友達とうまくコミュニケーションがとれなかったり、思うように読み書きができなかったりなど、様々な困難を抱えた子供たちが、楽しく学校生活を送れるように支援をするという場所だというふうに思います。巡回指導教員の皆さんも、もっともっと子供たちに指導を行いたいというふうに願っていると思います。子供たちに必要な支援を行うために、教員を増やすことは不可欠だと思いますので、引き続き現場の声にしっかりと向き合っていただきたいというふうに思

います。

最後、ジェンダー平等のところに移ります。

初めに、ジェンダー平等社会をつくっていく意義と必要性について伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） ジェンダー平等につきましては、SDGsの目標の1つにもなっており、一人一人の人間が性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができる社会になることが重要になると考えております。そのため人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくる取組を行うことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それで現在の日本の状況なんですけれども、日本のジェンダー・ギャップ指数と、調査対象の国、何か国中、何位だったのか、改善すべき課題について教えてください。

○地域振興課長（石川正憲君） ジェンダー・ギャップ指数につきましては、ダボス会議を運営する世界経済フォーラムが、毎年発表している各国のジェンダー平等の達成度を表す指標でございます。

14項目を経済への参加とその機会、教育の到達度、健康と生存、政治的エンパワーメントの四つの視点から評価をしており、指数が0が不完全平等、1が完全平等を示しております。2021年の日本のジェンダー・ギャップ指数は0.656であり、調査対象156か国中、120位という結果になっております。各分野のそれぞれの指数につきましては、経済分野が0.604、教育分野が0.983、健康分野が0.973、政治分野が0.061という結果でありました。

この結果から、特に政治、経済分野において、ジェンダー平等に課題があり、具体的には男女の賃金格差や国会議員、また管理職の女性の割合の低さが挙げられており、それらが今後の改善すべき課題ではないかと捉えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 詳細にありがとうございます。

このアの男女の賃金格差というところに移るんですけれども、先ほど市長の御答弁でも男性の賃金を100とした場合、女性の賃金74.3ということでしたけれども、ほかの平均給与という調査でも、非正規を含めた平均給与で、男性の平均給与532万円であるのに対し、女性は293万円というふうになっています。当市の職員における男女の賃金格差について、どのような状況なのか伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 市の正規職員及び会計年度任用職員につきましては、職層や職種ごとの資格、また経験の差に応じた給与報酬体系となっていると認識をしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 職種によって、職種ごとの給与体制になっているんですけれども、基本的には多くの企業で、そんなふうにはなっているというふうに思うんですけれども、なぜこれほどまでに男女の賃金格差があるのかということを考えたときに、それは女性の多くが非正規で雇用されているからではないかと思えます。当市の正規職員、非正規職員の男女比、改めて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 10月1日現在で申し上げます。正規職員では、男性が64%、女性が36%となっております。また、会計年度任用職員では、男性が12%、女性が88%となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） なぜその非正規雇用者の多くが女性なのかということを考えると、その背景には男性の役割は仕事で、女性の役割は家事、育児、介護、ケアですね。そういうものと決めつける。そういうことを、そういう性別役割分担とかというふうにも言いますが、そういうものが長年にわたって解消されていないということがあると思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○職員課長（岩本尚史君） 議員の今、御指摘のございました旧来の性別役割分業の考え方が異なりまして、コロナ禍の契機として、ここでリモートワーク等の在宅勤務によって、育児、また介護に伴う負担を家族で共有、分け合うというように、ワーク・ライフ・バランスに配慮、また取り組む企業も出てきております。

市におきましては、第三次東大和市男女共同参画推進計画、また東大和市特定事業主行動計画（第4期）、こちらに基づきまして、職員の男女共同参画の意識の醸成、男女が互いに協力し、ワーク・ライフ・バランスを保てるように、男性職員におきましても、育児休暇、また介護休暇等の活用が図られると、そのように認識をしております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 共働きの家庭が増加を続けていますけれども、内閣府の男女共同参画白書2020年版というのを見ると、女性の家事育児時間は男性に比べて5.5倍というふうに言われています。政治の責任で、こうしたジェンダーギャップを埋めていくことが求められると考えます。今の施策、市のほうでやってらっしゃるような施策についても、少し御答弁がありましたけれども、令和元年9月議会での尾崎議員への答弁では、市の非正規職員の報酬について向上が図られていくというような御答弁があったんですが、その後の状況について教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 令和2年4月からですね、会計年度任用職員制度が始まりました。こちらに伴いまして、期末手当が支給されるようになっております。

経過措置によりまして、令和2年度の年間の支給月数は1.3か月、今年度、令和3年度は2.2か月、令和4年度以降が、今回の給与改定に伴いまして2.4か月と現状、定めております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 賃金格差が先なのか、性別役割分担が先なのか。ちょっと、女性の賃金が低いから、結局やっぱり家事、育児をやるということになるのか、私は同時に解消していかなければいけない問題だと思いますので、市のほうでも、ぜひそういう認識のもとで、よろしくお願ひしたいと思います。

コロナ危機のもとで女性の自殺率が激増しているということで、政府の自殺対策白書によれば、2020年の働く女性の自殺者が、前年までの5年間の平均値と比べて3割増えたということが分かりました。厚生労働省は、コロナによる失職や収入減が背景にあると指摘をしています。非正規で雇い止めやシフト減が相次いで、非正規雇用の7割は女性が占めているということですので、女性の多くが雇用の調整弁とされて、その中で追い詰められ、命を絶つ事態まで引き起こされています。

日本共産党は、女性に多大な犠牲を強いるこの日本の構造的な問題を正すために、企業に男女賃金格差の実態の把握・公表と、その是正計画の策定、公表を義務づけること。女性が多く働く、介護、福祉、保育など、ケア労働の賃金の大幅な引き上げ、非正規から正規労働への流れをつくるとともに、非正規雇用の労働条件改善と均等待遇を進めること。最低賃金を1,500円に引き上げるために、社会保険料の減免や賃金助成など、中小企業への支援を抜本的に強化することなど、ほかにもあるんですけれども、政策として提言をしています。

公式のホームページに載ってますので、ぜひ見ていただきたいと思うんですけど、国に対して自治体から

も、ぜひ御一緒に声を上げていただければうれしいと思います。

次に、生理の貧困について伺います。

今年の6月議会で要望したんですけれども、小中学校や公共施設のトイレに、生理用品、常に常備をしてほしいということで要望しましたが、その後の検討状況を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） その後の状況についてでございますが、小・中学校や、公共施設のトイレにおける生理用品の提供方法について研究する中、新聞報道などから、ソフトウェアの民間事業者と自治体が協定を締結し、個室トイレに無料のナプキンディスペンサーを設置することで、継続的に支援を行う仕組みを構築した事例について確認をいたしました。この取組が、まず小・中学校や、当市の本庁舎の既存トイレに適用するものであるかなど検討しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 企業でそういう取組をしているところがあるというのを、私も見たんですけれども、他市の状況についても伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 近隣市で伺ったところでは、立川市、武蔵村山市では、防災備蓄品を公共施設の窓口で配布しているそうです。

なお、衛生面等を考慮し、トイレへの設置は行っていないとのことでした。

小平市では、防災備蓄品ではなく、配布のための予算を確保し、在庫がなくなるまで配布していたとのことでした。ただし、今のところ来年度の実施の予定はないとのことでした。

また、東村山市では社会福祉協議会が独自に配布を行っていたとのことでした。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 東京都が都立学校のトイレに常備したほか、神奈川県でも特別支援学校、2校を含む県立学校で、女子トイレに生理用品を配備するモデル事業を開始したということでした。本当に自治体の中で広がってほしいというふうに思うんですけれども、必要性についても改めて伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 生理の貧困につきましては、生理用品の無償配布という行為にとどまらず、その背景にある生活困窮等の経済的な状況ですとか、複雑な家庭環境の存在といったものに気づき、必要な支援が提供可能となる地域福祉の環境づくりが必要であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 生理用品も満足に買うことが出来ないという生活困窮の解決ですとか、ネグレクトなど虐待の発見につなげるということも、それも大変重要な取組だと思うんですけれども、私は基本は女性の人権、尊厳の問題だというふうに思います。ぜひトイレットペーパー同様、必要な消耗品として、小・中学校や公共施設への整備をお願いしたいと思います。

次に、ウのところに移りたいんですけれども、性教育と性暴力の関係性について、市の御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 性教育と性暴力の関係性についてであります。学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命、人格、人権の尊重などの根底を貫く精神である人間尊重の精神に基づいて行われる教育であります。性教育を通して、人間尊重や男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的、基本的な内容の正しい理解や適切な意思決定、行動選択等について指導することにより、性暴力の防止にもつながるものと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 私も基本的には人権の問題だというふうに思います。自分に権利があるように、相手にも権利があるという、そこが一番大事なことだと思うんですけども、市長の御答弁では、被害防止の啓発ということだったんですけども、被害に遭わないように気をつけると、それも一つ大事なことはあるんですけども、私は加害を行わないための教育が必要だと思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 性に関わる被害の防止に向けて、被害に遭わないこととともに、加害者とならないための教育も必要であると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 暗い道を1人で歩くとか、そういうことはあるんですけども、また被害に遭わないように気をつけなさいという教育は、やっぱり被害に実際に遭った方が、被害者に落ち度があったんじゃないか、そんな服を来てたからいけないとか、そんな時間に1人で歩いてたのがいけないとか、知らない人とお酒を飲んだのがいけないとか、そういうことが実際に言われて、実際に被害者がさらに責められるという、セカンドレイプが横行しているのが実態だと思います。加害を行わないための教育として、市としてどのようなことが考えられるのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 加害を行わないための教育についてであります。中学校第1学年の保健体育科に、生殖に関わる機能の成熟と適切な行動という単元におきまして、性的関心と性衝動について理解するとともに、性衝動は相手の気持ちを傷つけることがあることに気づき、性衝動をコントロールする必要があるということを理解する学習の内容がございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 市内小・中学校での性教育の取組について、もう少し詳しく教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 市内小・中学校における性教育の取組についてであります。体育科、保健体育科において、小学校第4学年で思春期の体の変化について学習するとともに、中学校第1学年で生殖に関わる機能の成熟と適切な行動について学習いたします。

また、小学校において、助産師を外部講師として招聘し、性や生命の尊重について学ぶ命の授業を実施している学校がございます。

中学校では、東京都教育委員会の授業として、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身につけさせることを目的として、産婦人科医を講師として招聘した性教育の授業を実施している学校がございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 学校ごとに様々な取組をされていて、大変すばらしいと思います。ぜひ引き続き、市としても、こうした取組、応援をしていただきたいと思います。

市のほうで性暴力をなくすための取組についても伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 市の取組につきましては、性暴力に限らず、配偶者等からの暴力の防止の観点から、国の若年層の性暴力被害防止月間や、女性に対する暴力をなくす運動、期間中に合わせまして市役所1階のロビーにおいてパネル展等を実施し、暴力に対する正しい認識の普及に努めております。

また、令和3年7月より、女性の抱える様々な問題について、女性弁護士に相談できる女性のための法律相談を開始し、相談支援体制の充実も図っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私もパネルを見せていただきましたけれども、傷つけたほうが悪い、性暴力に言い訳は通らないという、大変やっばり加害に対して、被害者は何の落ち度もないんだと。暗い道を1人で歩こうが、何だろうが、加害をしたほうが悪いと、そういう強いメッセージだと思いますので、私はこういう、これまでセクハラだとか、痴漢だとか、スカートめくりですとかね、そういうこと、軽微なものとされていましてけれども、性暴力、決して許さないという、こうした社会全体の認識をつくっていくことが必要だと思います。市内の小・中学校でも、様々な取組を進めていただいているということですので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、パートナーシップ条例ですけれども、同性婚が日本では法制化されていないので、いろいろ様々、不利益、同性のカップルの方、不利益を受けていらっしゃるわけですけれども、どのような不利益を受けてらっしゃるのか伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 法制化されていないために受ける不利益がどのようなものかですが、例えばですね、婚姻関係から生じる法律上の権利である配偶者としての相続人になれないこと。また、戸籍上の家族ではないことを理由に、病院での緊急時の面会を断られたり、賃貸住宅の入居を断られたりする事例があるという事は承知しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ニュースとかでも、40年ですかね、連れ添った同性のカップルの方が、片方が亡くなったときに、火葬にも立ち会わせてもらえないだとか、そうした事例も見聞きをしています。同性婚がいまだに法制化されていないのは、私は人権の侵害ではないかと考えるんですが、その点の御認識を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 性的マイノリティー、当事者の方々の権利面においても保障されていない部分はまだまだあり、そこに法的問題が存在することは承知しております。多様な性の在り方に対する理解が促進されることにより、性的多数派の方々が当たり前に保有する権利と同等の権利を少しでも保持することができる社会となっていくことが重要であると認識しております。市といたしましては、引き続き制度の在り方や、先進的に取り組んでいる自治体の事例について、情報収集及び研究に努めるとともに、性的マイノリティーに対する理解を深める、啓発機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国が、やはり私は制度化、法制化するべきだというふうに思います。G7でも、日本だけが法制化されていないということになっています。

条例の必要性について、重要な取組であるという御答弁でしたけれども、私、以前にも令和元年3月議会で取り上げてまして、それ以降、条例制定についての検討状況をお伺いします。

○地域振興課長（石川正憲君） 先ほど市長答弁でもございましたとおり、引き続き先進的に取り組んでいる自治体の事例について、情報収集及び研究に努めているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 多摩地域でも国立ですとか、武蔵野市においても、条例が制定されるということですので、引き続き、国を動かす力になるというふうにも思いますので、ぜひ当市でも実現してほしいということ要望して、次の今後の課題のところに移ります。

ジェンダー平等社会の実現のためには、私たち一人一人が性の多様性を理解することが必要だと思うんですが、性の構成要素について教えてください。

○地域振興課長（石川正憲君） 性の多様性に関することといたしまして、性の在り方については、様々な性を構成する要素がございます。生物学的特徴による体の性、自分がどの性別であるかの認識、性自認による心の性、恋愛感情や性的関心の対象がどの性別に向いているか、性的指向による好きになる性、最後に服装やしぐさ、言葉遣いなどの性表現による表現する性の4つの要素が主な要素であり、その組合せにより多様な性の在り方が生まれているものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私もちよつとこの質問、取り上げるに当たって本なども読んだんですけども、それによりますと5つ目として、割り当てられた性、特に戸籍などで、身分証明としての性ということで割り当てられた性というものが5つ目にあつて、これが唯一、多様性を認めない要素として、性的マイノリティーの人たちが存在しないもののだとして扱われる大きな要因になってきたというふうに書かれていました。

タイでは、18種類の性別があるということも知られていて、本来、性には多様性があるものという認識が日本でも少しずつ広がってきていると思うんですけども、だれでもトイレの整備や、市の様々な書類における不要な性別欄の削除など、自治体でもできる取組、いろいろあると思うんですけども、当市の状況を伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 市の取組状況につきましては、だれでもトイレにつきましては、集会所等の一部の公共施設を除き設置がされております。また、公的書類における性別記載につきましては、平成31年3月に、性別記載のある帳票等の調査を改めて実施した結果によりますと、性別の記載のある帳票は、平成16年度と比較すると約60%減少しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

学校教育での取組についてですが、先ほど申し上げた5つ目の要素である割り当てられた性、性別を男女の2つに分けることが前提となっている。その代表例が学校教育だというふうにも言われています。今は大変変わりましたが、ランドセル、昔は女の子は赤、男の子は黒と、もう見てすぐ分かるように決まってきましたし、制服や持ち物など、様々な場所で男女別という要素があつて、多くの人たちが、性別は男と女しかないというようなことを学校教育の中で学習するというふうに言われています。

学習指導要領でも、異性愛を前提とするような記述があるということも以前も指摘しましたが、学校教育の中でこそ性の多様性について理解を深めることが必要ではないかと思ひます。当市ではどのような取組がされているのか伺ひます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 性の多様性についての理解を深める取組についてであります。当市におきましては、第二次東大和市学校教育振興基本計画において、性同一性障害者、性的指向などに関わる偏見や差別意識の解消を図るため、学校教育を通して人権教育を推進していくこととしており、各学校においては、性同一性障害者、性的指向など、様々な人権問題について、全体計画等に基づいた指導を行つております。今後、児童・生徒の発達段階に応じた取組を進め、さらなる理解を図っていく必要があると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） トイレ以外にも、更衣室や修学旅行、服装や髪型、呼び方、様々対応が必要だと考えるんですが、市の取組の状況について伺ひます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 学校における取組の状況についてであります。市内全ての中学校におき

まして、女子生徒について、スカートまたはスラックスのどちらでも自由に選択できるようになっております。
また、中学校の保健体育の授業を男女一緒に行っている学校もございます。
以上です。

○7番（上林真佐恵君） 女子生徒がスラックスも選べるというなら、私は男子生徒もスカートを選べるようにしたらいかなと思うんですけども、いずれにしても性には様々な形があること、どのような性自認、性的指向、性表現であっても、ありのままの自分が認められる学校環境や、社会をつくっていくことが急務だというふうに考えます。私も自分自身をアップデートしながら、皆さんと御一緒に、ジェンダー平等社会を実現したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

○副議長（佐竹康彦君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時32分 延会